

会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する
中間試案のたたき台

目次

第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し	1
第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し	1
1 制度の具体的な枠組み	1
2 その他の検討事項	4
第2 株式交付制度の見直し	5
1 株式交付の対象となる場面	5
2 株式交付の対象となる会社	7
3 株式交付の手続	8
第3 現物出資制度の見直し	8
1 検査役の調査の制度の見直し	8
2 不足額填補責任の見直し	9
3 その他の検討事項	12
第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し	13
第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会	13
1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件	13
2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等	14
3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則	16
4 株主総会の延期又は続行	18
5 場所の定めのある株主総会の開催請求権	19
6 規律の適用対象	19
7 バーチャル社債権者集会	20
8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度	21
第2 実質株主確認制度	23
1 株式会社から実質株主を確認する制度	23
2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度	27
第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項	32
1 書面交付請求制度の見直し	32
2 書面による議決権の行使についての見直し	33
3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し	35

第4	「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し	36
1	事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化	36
2	株主総会の書面決議制度の見直し	40
3	社債権者集会の書面決議制度の見直し	41
4	キャッシュ・アウトの手続の見直し	43
第5	株主提案権に関する規律の見直し	45
1	株主提案権の議決権数の要件の見直し	45
2	株主提案権の行使期限の見直し	46
第6	その他	48
1	会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し	48
2	株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し	53
第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し		55
第1	指名委員会等設置会社制度の見直し	55
1	指名委員会等の権限の見直し	55
2	監査委員会の権限等の見直し	58
第2	役員等の責任に関する規律の見直し	60
第3	事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化	62

第 1 部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第 1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

1 制度の具体的な枠組み

会社法における使用人等に対する株式の無償交付の具体的な枠組みとして、次のいずれかの案によるものとする。ただし、結論を得るに当たっては、使用人等に無償交付される株式の労働基準法上の「賃金」該当性について整理が必要である。

【A案】株主総会の決議を要件とせず取締役会の決議のみで使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服するものとして、次の(1)から(5)までの規律を設ける。

(1) 上場会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社をいう。以下同じ。）は、取締役会の決議により当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役若しくは使用人（以下「使用人等」という。）に対する募集株式の割当てに関する方針として法務省令で定める事項（注1）を定めた場合において、当該定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該上場会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

ア 当該定めに従い当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は会社法第199条第1項第3号の財産の給付（以下「金銭の払込み等」という。）を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日

(2) (1)に掲げる事項を定める場合において、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととすることが募集株式を引き受ける者に特に有利な条件であるときは、会社法第201条の規定は、適用しない。

(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しないこととすることが募集株式を引き受ける者に特に有利な条件であるときは、取締役は、会社法第199条第2項の株主総会において、当該条件でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

(4) (1)に掲げる事項を定めた場合における会社法第199条第2項の

規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第2号及び第4号を除く。）並びに(1)ア及びイ」とする。この場合においては、会社法第200条及び第202条の規定は、適用しない。

5 (5) (1)の規定による株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(注1) 法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とすることを想定している。

① 当該上場会社が募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨を定めてその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合における募集株式を引き受ける者（使用人等に限る。）の範囲

10 ② ①に規定する場合において、使用人等が引き受ける募集株式の数の上限

③ 一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

④ 一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該上場会社に無償で譲り渡すことを使用人等に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

15 ⑤ ③及び④に掲げる事項のほか、使用人等に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

⑥ 労働基準法を遵守する旨

(注2) ①(1)の方針を定めているときは、当該方針の内容の概要、②当該事業年度中に当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の役員及び使用人に対して当該上場会社が交付した株式があるときは、それぞれについての株式の数及び株式の交付を受けた者の人数を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

20 【B案】株主総会の決議により使用人等に対する株式の無償交付を可能にすることとした上で、有利発行規制に服しないものとして、次の(1)から(4)までの規律を設ける。

25 (1) 上場会社は、(2)の規定による定めがある場合において、当該定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、会社法第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該上場会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

30 ア 当該定めに従い当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨

35 イ 募集株式を割り当てる日

(2) 上場会社は、株主総会の普通決議によって、次に掲げる事項を定め

ることができる。

ア 当該上場会社が募集株式と引換えにする金銭の払込み等を要しない旨を定めてその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合における募集株式を引き受ける者（使用人等に限る。）の範囲

イ アに規定する場合において、使用人等が引き受ける募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項（注1）

(3) (1)に掲げる事項を定めた場合における会社法第199条第2項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第2号及び第4号を除く。）並びに(1)ア及びイ」とする。この場合においては、会社法第200条及び第202条の規定は、適用しない。

(4) (1)に規定する定めに基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(注1) 法務省令で定める事項は、【A案】(注1)③から⑥までと同じとすることを想定している。

(注2) ①(2)の規定による定めがあるときは、当該定めの内容の概要、②当該事業年度中に当該上場会社の使用人又は当該上場会社の子会社の役員及び使用人に対して当該上場会社が交付した株式があるときは、それぞれについての株式の数及び株式の交付を受けた者の人数を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

(後注1) 非上場会社については、上場会社における制度の具体的な枠組みの内容等を踏まえ、引き続き検討する。

(後注2) 上場会社の監査役及び会計参与についても、株式の無償交付の対象者に含めることを想定している。

(後注3) 【A案】及び【B案】の規律をいずれも設ける考え方もある。

(補足説明)

1 労働基準法上の「賃金」該当性に関する整理について

第2回会議では、株式の無償交付の対象範囲の見直しに当たっては、無償交付される株式が労働基準法上の「賃金」に該当しないことがその前提となるとの意見があった一方で、無償交付される株式の労働基準法上の「賃金」該当性については、会社法制ではなく労働法制の問題であり、当部会において調査審議をすることには馴染まないのではないかとの意見も複数あった。

このような意見を踏まえると、無償交付される株式の「賃金」該当性については当部会では議論の対象とせずに、会社法制の観点から、株式の無

償交付の対象範囲の見直しについての検討をすることが考えられる。そこで、本文柱書きでは、会社法における使用人等に対する株式の無償交付の具体的な枠組みとして、【A案】又は【B案】のいずれかの案によるものとしつつ、ただし書において、結論を得るに当たっては、使用人等に無償交付される株式の労働基準法上の「賃金」該当性について整理が必要である旨を示している。

2 提案の変更点について

本文は、部会資料6の第1の2（制度の具体的な枠組み）と基本的に同様であるが、第6回会議では、【A案】又は【B案】を支持する意見がいずれも多数あったほか、【A案】及び【B案】の規律をいずれも設けることも考えられるとの意見が複数あったことから、後注3において、その旨を注記している。なお、第6回会議では、【A案】及び【B案】の規律をいずれも設ける場合について、上場会社がいずれの規律によるかを選択することができるとの意見や、上場会社自体の使用人等に対する株式の無償交付については【A案】により、子会社の使用人等に対する株式の無償交付については【B案】によるとの意見があったところである。

3 株主総会の決議を普通決議とする理由について

第6回会議では、【B案】における株主総会の決議を普通決議とする理由をどのように考えるかについて、問題提起がされた。この点については、第6回会議でも指摘があったとおり、①使用人等という特定の対象者に対する株式の無償交付の場合には、典型的にみて、株式会社がこれによる便益を受けることが期待されるとともに1株当たりの価値が下落（希釈化）して既存株主の利益が害されるおそれが低いことから、このような場合に限定して有利発行規制を緩和するという考え方や、②使用人等に対するエクイティ（株式及び新株予約権）の付与については、大盤振る舞いの危険があることから、これを防止するために株主の判断を求めることを必要とするという考え方があるように思われる。

2 その他の検討事項

(1) 現物出資構成について

いわゆる現物出資構成について、制度の具体的な枠組み（前記1）の内容を踏まえつつ、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】現物出資構成については、株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼさない。

【B案】現物出資構成についても、株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼす。

(2) 新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行
5 使用人等に対して新株予約権を発行する場合について、前記1と同
様の規律を及ぼした上で、新株予約権の行使に際して金銭の払込み又
はその行使に係る新株予約権についての会社法第236条第1項第3
号の財産の給付（以下「新株予約権の行使時の金銭の払込み等」とい
う。）を要しないものとする。

(補足説明)

1 現物出資構成について

10 第6回会議では、大盤振る舞いの危険がある点では現物出資構成の場合
も株式の無償交付の場合と変わらないことなどを理由として、現物出資構
成についても株式の無償交付の具体的な枠組みの規律を及ぼすことを支持
する意見が多数あった一方で、現物出資構成に関するこれまでの実務は法
15 的な問題を生ずることなく行われていることなどを理由として、当該規律
を及ぼさないことを支持する意見も多数あった。また、これらの意見にお
いては、この点についての検討に当たっては、株式の無償交付の具体的な
枠組みの内容を踏まえる必要があることに繰り返し言及されていた。

そこで、本文(1)では、株式の無償交付の具体的な枠組みの内容を踏まえ
つつ、その規律を及ぼさない【A案】と、その規律を及ぼす【B案】を並
20 記している。

2 新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行

第6回会議では、使用人等に対して新株予約権を発行する場合について、
株式の無償交付の具体的な枠組みと同様の規律を及ぼした上で、新株予約
権の行使時の金銭の払込み等を要しないものとすることを支持する意見が
25 複数あった一方で、これに反対する意見は特段みられなかった。

そこで、本文(2)では、この点について記載をしている。

第2 株式交付制度の見直し

1 株式交付の対象となる場面

30 (1) 子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とすることに關
し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象
とする。

35 【B案】次のア若しくはイに掲げる場合のいずれか又は双方を株式交
付の対象とする。

ア 株式交付計画において当該株式交付の効力発生日の後に株式

交付子会社の株式を追加取得する旨を定めた場合における当該追加取得する場合

イ 子会社の株式を所定の割合（総株主の議決権の3分の2、10分の9又は全部とすることを想定している。）まで追加取得する場合

(2) 株式会社を会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

（補足説明）

1 提案の変更点について

本文は、部会資料6の第2の1（株式交付の対象となる場面）と基本的に同様であるが、第6回会議では、本文(1)の【B案】のア又はイは両立しないものではなく、また、子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする【A案】と、一定の要件を付して子会社の株式を追加取得する場合を株式交付の対象とする【B案】を並記する方が対立軸が分かりやすいとの指摘があったことを踏まえ、そのように構成を改めている。

2 簡易株式交付該当性について

(1) 第6回会議では、本文(1)の【A案】について、一定の期間内に複数回の子会社の株式の追加取得が行われることで、簡易株式交付（会社法第816条の4第1項本文に規定する場合の株式交付をいう。以下同じ。）に当たる可能性が高いとの指摘があった。

この点について、【A案】では、規制を潜脱する意図で株式交付を複数回に分けて実施するような場合には、それら全体を1個の株式交付とみて簡易株式交付該当性を判断するという解釈によって対処することを想定している。

(2) また、第6回会議では、本文(1)の【B案】アにおける簡易株式交付該当性の判断方法についても問題提起がされ、先行する株式交付の簡易株式交付該当性は、当該株式交付及びそこで予定された後行の株式交付の両方の株式交付において交付する対価の合計額の、純資産額に対する割合が5分の1を超えない場合とするべきであるとの意見があった。

他方で、先行する株式交付と後行の株式交付では、それぞれ株式交付の手続が行われる以上、簡易株式交付該当性は、それぞれの株式交付について個別に判断するべきであるという考え方もあり得るように思われる（なお、簡易株式交付該当性は効力発生日の直前において判断されると解されるところ、上記の前者の考え方を採る場合には、後行の株式交

付の効力発生日まで先行する株式交付の簡易株式交付該当性を判断することができないこととなり、法的安定性を害するおそれがあるようにも思われる。)

3 本文(2)による株式交付における開示

第6回会議では、本文(2)による株式交付を行う場合において、会社法施行規則第3条第3項のいずれの要件に従って子会社とすることを予定しているかを何らかの形で開示させる必要があるとの指摘があった。

この点について、本文(2)では、株式交付親会社の事前開示事項において開示される会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由(会社法施行規則第213条の2第1号)として、会社法施行規則第3条第3項のどの要件に従って子会社とすることを予定しているかが開示されることを想定している。

2 株式交付の対象となる会社

- (1) 持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。
- (2) 外国会社を子会社とする場合を株式交付の対象とするものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料6の第2の2(株式交付の対象となる会社)と同様である。

なお、持分会社を子会社とする場合を株式交付の対象とする場合には、株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定と同様の形式で株式交付子会社の持分の譲渡しについても規定を設けることを想定している。

もともと、会社法第774条の5第1項後段については検討を要すると考えられる。すなわち、同項では、株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当てに際して、株式交付親会社は申込者に割り当てる当該株式の数を譲渡しの申込みのあった株式の数よりも減少することができるものとされているが、株式交付子会社の持分の譲渡しの申込みをする者は、通常、譲渡しの申込みをした持分の一部のみに対応して株式交付親会社の株式の割当てを受けることは想定していないとも考えられる。そのため、同項後段については、株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定と同様の形式で株式交付子会社の持分の譲渡しに関して規定を設けることはしないことが考えられる。

3 株式交付の手続

株式交付親会社における債権者保護手続を廃止するものとする。

(注) 株式交換完全親株式会社(株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合(会社法第768条第1項第4号ハに規定する場合を除く。)に限る。)における債権者保護手続も廃止するものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料6の第2の3(株式交付の手続)(2)と同様であるが、部会資料6の第2の3(1)及び4(その他)を削除している。

第6回会議では、株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めないものとする事及び簡易株式交付の要件を「株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額」の株式交付親会社の純資産額に対する割合が5分の1を超えない場合とすることについて、これを支持する意見も複数あったものの、これを正当化する説明として多数の支持を得るようなものはなく、むしろこれに反対する意見が多数あったことから、これらの点については取り上げないこととしている。

なお、本文では、債権者を害する株式交付が行われた場合には、債権者は、民法(明治29年法律第89号)の規定に従って株式交付について詐害行為取消請求(民法第424条)をすること等によって保護されることを想定している。

第3 現物出資制度の見直し

1 検査役の調査の制度の見直し

株主総会の特別決議による検査役の調査の省略について、次の規律を設けるものとする。

株主総会の特別決議により現物出資財産について会社法第199条第1項第3号の価額を定めた場合には、当該価額については、会社法第207条第1項から第8項までの規定は、適用しない。この場合において、取締役は、会社法第199条第2項の株主総会において、現物出資財産の評価の方法、評価額その他の現物出資財産について定められた同条第1項第3号の価額が相当である理由を説明しなければならない。

(補足説明)

本文は、部会資料6の第3の1（検査役の調査の制度の見直し）(1)と同様であるが、部会資料6の第3の1(2)を削除している。

第6回会議では、会社法第207条第9項第4号が定める現物出資財産の価額が相当であることについて証明する資格を有する者に「その他の当該現物出資財産の価額の評価に関し専門的知識を有する者」を加えることについて、現時点で具体的な必要性があるとする意見は特段みられなかったため、この点については取り上げないこととしている。

2 不足額填補責任の見直し

10 (1) 現物出資者の不足額填補責任

ア 責任の発生要件

募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。以下「現物出資者」という。）の不足額填補責任の発生要件に関し、次のいずれかの案によるものとする。

15 【A案】現物出資者は、募集事項の決定の時ににおけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合において、取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）と通じて募集株式を引き受けたとき〔又は現物出資者が現物出資財産の評価のために重要な事項について故意若しくは重大な過失により株式会社に対して虚偽の説明をしたとき〕に限り、後記イの責任を負う。

20 【B案】現物出資者は、募集事項の決定の時ににおけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、後記イの責任を負う。

イ 責任の内容

現物出資者の不足額填補責任の内容に関し、次のいずれかの案によるものとする。

30 【α案】現物出資者は、前記アの要件を満たすときは、株式会社に対し、決定時不足額（募集事項の決定の時ににおけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合の不足額をいう。以下同じ。）を支払う義務を負う。

35 【β案】株式会社は、前記アの要件を満たすときは、現物出資者に対し、決定時不足額を払込金額で除して得た数（その数に一に満た

ない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。)の株式を当該株式会社に無償で譲渡することを請求することができる。

(注) 決定時不足額に関しては、決定時不足額又は会社法第209条第1項の規定により募集株式の株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に不足する額のいずれか低い額とする考え方がある。

(2) 取締役等及び証明者の不足額填補責任

取締役等(会社法第213条第1項に規定する取締役等をいう。以下同じ。)及び証明者(現物出資財産について定められた会社法第199条第1項第3号の価額が相当であることについて証明をした者をいう。以下同じ。)の不足額填補責任に関し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】取締役等及び証明者は、募集事項の決定の時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされない過失責任を負う。

【B案】取締役等及び証明者は、募集事項の決定の時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、株式会社に対し、決定時不足額について、立証責任の転換がされた過失責任を負う。

(注) 決定時不足額に関しては、現物出資者について前記(1)の注の考え方採る場合には、取締役等及び証明者についても同様の考え方採ることを想定している。

(補足説明)

1 現物出資者の不足額填補責任(本文(1))

部会資料6の第3の2(1)(現物出資者の不足額填補責任)では、現物出資者の不足額填補責任に関する見直しとして、その責任の範囲を決定時不足額とした上で、①現物出資者は、募集事項の決定の時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役)と通じて募集株式を引き受けた場合に限り、株式会社に対し、決定時不足額を支払う義務を負うものとする【A案】と、②株式会社は、募集事項の決定の時における現物出資者が給付し

た現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に著しく不足する場合には、現物出資者に対し、決定時不足額を払込金額で除して得た数（その数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）の株式を当該株式会社は無償で譲渡することを請求することができるものとする【B案】を記載していたが、第6回会議では、現物出資者が責任を負う要件の問題と、責任の内容の問題という次元の異なる問題が含まれており、いずれも重要な問題であることから、別々に検討するべきであるとの指摘があったことを踏まえ、①責任の発生要件（本文(1)ア）と②責任の内容（同イ）を分けて記載することとしている。

また、第6回会議では、本文(1)ア【A案】に関し、通謀がある場合のほか、現物出資者が現物出資財産の評価のために重要な事項について故意又は重大な過失により株式会社に対して虚偽の説明をした場合も含むべきであるとの意見があったことから、ブラケットを付して追記している。

さらに、第6回会議では、責任の範囲を決定時不足額又は会社法第209条第1項の規定により募集株式の株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた会社法第199条第1項第3号の価額に不足する額のいずれか低い額とすることを支持する意見もあったことから、この考え方を注記している。

なお、第6回会議では、本文(1)イ【β案】に対しては、現物出資者が既に株式を売却していた場合についてどのように考えるかなどの複雑な問題を生じさせるとの指摘もあり、この点についても検討する必要があるものと考えられる。

2 取締役等及び証明者の不足額填補責任（本文(2)）

部会資料6の第3の2(2)（取締役等及び証明者の不足額填補責任）の提案を本文(2)【B案】とし、同【A案】を追加している。

第6回会議では、本文(2)【B案】を支持する意見があった一方で、取締役等及び証明者が不足額填補責任を恐れて現物出資がされなくなるおそれがあるため、当該責任について立証責任を転換することの合理性について再考する余地があるとの意見があった。

この点について、取締役等が立証責任の転換がされた過失責任を負うものとされた理由は、無過失責任として取締役等の不足額填補責任が規定されていたところ、近代法の原則である過失責任の例外である無過失責任を負わせるまでの合理的理由を見出すことが困難であるため、過失責任に改められたものと説明されている。

もっとも、現物出資財産の過大評価があった場合に、取締役等及び証明

者に立証責任の転換がされた過失責任を負わせる理由はなく、むしろ、これによって現物出資が阻害されるとも考えられるため、立証責任の転換がされない過失責任を負うものとする【A案】を追加している。

5 **3 その他の検討事項**

 (1) 新株予約権の行使の際の現物出資に関する規律

 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする
 場合の規律について、前記1及び2と同様の規律を及ぼすものとする。

 (2) 設立の際の現物出資に関する規律

10 設立に際して金銭以外の財産を出資する場合の規律について、前記
 1及び2と同様の規律を及ぼさないものとする。

(補足説明)

15 第6回会議における議論を踏まえ、本文(1)では、金銭以外の財産を新株予
 約権の行使に際してする出資の目的とする場合の規律について、前記1及び
 2と同様の規律を及ぼすものとしている一方で、本文(2)では、設立に際して
 金銭以外の財産を出資する場合の規律について、前記1及び2と同様の規律
 を及ぼさないものとしている。

20

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という。）を実施するための要件（以下「実施要件」という。）として、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。

(1) 株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる。（注）

(2) 株式会社（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該株主。以下1から3までにおいて同じ。）は、株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として、次のアからエまでのいずれかの措置をとらなければならない。

ア 後記2(1)イの通信の方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信の方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること。

イ 後記2(1)イの通信の方法として電話を定めること。

ウ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めること。

エ アからウまでの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ること。

(3) 株式会社は、合理的に必要と認められる範囲内において、株主総会の議事における情報の送受信を、即時に、かつ相互に行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

(注) 定款の定めを実施要件としない考え方もあるが、この考え方を採る場合には、一定割合の議決権を有する単独又は複数の株主に対して後記5の場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることを併せて検討する必要がある。

（補足説明）

部会資料7の第1の1（バーチャルオンリー株主総会の実施要件）(1)と基本的に同様であるが、注を追加している。

第7回会議では、定款の定めを実施要件とするかについて、株式会社がバーチャルオンリー株主総会を開催することが必ずしも株主の意向に沿うとは限らないため、株主自身の判断を求めるべきであることなどを理由として、実施要件とするべきとの意見が多数あった。他方で、定款の定めを必要とす

ると、機関投資家等が定款変更に対することによりバーチャルオンリー株主総会を開催することは事実上困難になると考えられることなどを理由として、定款の定めを実施要件とするべきではないとの意見も多数あったが、これに対しては、定款の定めを不要とする場合には、株主の意思を反映させるために、一定割合の議決権を有する株主に対して後記5の場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めるべきであるとの議論に繋がるとの意見があったため、これらの点を併せて注記している。

なお、第7回会議でも指摘が複数あったとおり、この見直しを行う改正法の施行日より前に産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第66条第1項の規定により株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨の定款の定めがある株式会社については、当該株式会社の定款には本文(1)の規定による定めがあるものとみなすことも考えられる。

なお、部会資料7の第1の1(2)の通信障害対策に関する措置について、第7回会議では、非上場会社にも適用されることを踏まえると、通信障害対策措置を講ずることを行為規範として求めるべきであることなどを理由として実施要件に位置付けることを支持する意見が複数あったものの、通信障害が生じなかった場合であっても、通信障害対策措置をとっていないときは株主総会の決議の取消事由に該当することになってしまうことなどを理由としてセーフハーバールールの適用要件として位置付けることを支持する意見が多数あったため、後記3において記載している。

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする。

(1) 招集の決定事項及び招集の通知事項に次のアからオまでの事項を加える（ただし、オは招集の通知事項のみ）。

ア 「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」

イ 株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法

ウ 株主が会社法第311条第1項又は第312条第1項の規定による議決権の行使をした場合において、当該株主が株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱い

エ 前記1(2)の措置の内容

オ 株主が株主総会の議事において前記イの通信の方法（通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を含む。）を用いて情報の送受信をするために必要な事項

(2) 株主総会の議事録の記載事項に次のア及びイの事項を加える。

ア 株主総会の議事における情報の送受信に用いた通信の方法

イ 株主総会の場所を定めなかった旨

(3) 株式会社は、株主総会の議事における通信履歴及び通信内容（注1）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（以下「通信記録等」という。）を作成し、株主総会の日から一定の期間（注2）、当該通信記録等を保存しなければならない。

(4) 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、請求の理由を明らかにして、通信記録等の閲覧又は謄写の請求をすることができ、株式会社は、一定の場合（会社法第311条第5項各号と同様の規律を設け、これらのいずれかに該当する場合を想定している。）を除き、これを拒むことができない。（注3）

（注1）保存することが求められる通信記録等の具体的内容については、議事進行の適正性の事後検証に必要な情報として、㊦株主の出席・退席の状況（システムへのアクセス状況）、㊧株主総会において取り上げられなかった質問や動議の提出状況及びその内容、㊨株主の議決権行使の状況、㊩その他株式会社と株主の間のやり取り（株式会社と株主の間のチャットでのやり取りのうち、質問や動議に該当しないもの等）などとするを想定している。

（注2）保存期間については、株主総会の議事録と同様に10年間とする考え方や、それより短い期間（例えば、1年間）とする考え方があり、引き続き検討する。

（注3）株主による通信記録等の閲覧又は謄写について、当該株主が裁判所の許可を得ることを要件とする考え方もある。

（補足説明）

部会資料7の第1の2（バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等）と基本的に同様であるが、注1から注3までを追加している。

注1は、第7回会議における議論を踏まえ、保存することが求められる通信記録等の具体的内容を明確化するために注記したものである。

注2は、第7回会議では、会社法第311条の議決権行使書面の保存期間は3か月であることや、株主総会議事録に加えて通信記録等を保存することになると負担が大きいこと、通信記録等にはプライバシーの情報が含まれることなどから、10年間は長すぎるとの意見が多数あったことを踏まえ、複数の考え方を注記したものである。

注3は、第7回会議では、株主による通信記録等の閲覧又は謄写について、濫用の防止にとどまらず、プライバシーへの配慮の観点も必要になる場合には、当該株主が裁判所の許可を得ることを要件とする考えられるとの

意見が複数あったことを踏まえて、この考え方を注記したものである。

なお、第7回会議では、本文(1)ウについて、バーチャルオンリー株主総会
に出席して議決権の行使をした場合であっても、書面又は電磁的記録による
事前の議決権の行使（会社法第311条及び第312条。以下「事前の議決
5 権の行使」という。）が優先されるという取扱いも可能であるように読めると
の指摘があったが、本文(1)ウでは、専ら事前の議決権の行使の効力をどのよ
うに取り扱うかを想定しており、バーチャルオンリー株主総会において行使
された議決権の効力を失わせたり、これを事前の議決権の行使に劣後させたり
するなどといった取扱いが許容されるものではない。

10

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

バーチャルオンリー株主総会における株主総会の決議の取消しの訴え
の特則（セーフハーバールール）に関し、次の規律を設けるものとする。

株式会社が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措
15 置（通信障害対策が講じられた通信の方法を使用することをいい、通信
障害が生じた場合に代替する通信の方法を使用することを含む。以下同
じ。）をとった場合において（注）、通信障害により株主総会の決議の方
法が法令又は定款に違反したときは、次の(1)及び(2)のいずれにも該当
するときに限り、株主総会の決議取消事由となる。

20

- (1) 株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。
- (2) 通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事
実が決議に影響を及ぼすものであること。

（注）通信障害対策措置をとることについては、セーフハーバールールの適用要件
ではなく、前記1の実施要件とする考え方もある。

25

（補足説明）

1 提案の変更点について

- (1) 部会資料7の第1の3（株主総会の決議の取消しの訴えの特則）の提
案を基本としつつ、前記1（補足説明）記載のとおり、株式会社が通信
30 障害対策措置をとったことをセーフハーバールールの適用要件としてい
る（本文柱書）。

通信障害対策措置の具体的内容については、㊷通信障害対策が講じら
れた通信の方法を使用すること（例えば、株主の相当数が同時に接続し
ても十分な通信速度を維持することができるよう余裕を持った同時接続
35 回線数を確保することや、冗長化された回線やバックアップ・システム
を備えた通信システムを使用することなど）や㊸通信障害が生じた場合

に代替する通信の方法を使用すること（通信障害が生じた場合の代替手段として複数の回線やWi-Fi、電話回線等を用意し、通信障害が生じた場合にこれらを使用することなど）を想定しているが、株式会社にあらゆる通信障害対策措置を求める趣旨ではなく、合理的に必要なものを求める趣旨であるため、「合理的に必要なと認められる範囲内において」という文言を追加している（どのような場合に「合理的に必要なと認められる範囲内」といえるかについては、引き続き検討する。）。また、通信障害が発生する前の事前準備の段階（すなわち、通信障害対策措置の構築の段階）のみならず、通信障害が発生した後の事情（すなわち、通信障害対策措置の運用の段階）も考慮して通信障害対策措置をとったといえるかが評価されることを想定し、「使用」に変更している。したがって、通信障害が生じた場合の代替手段として複数の回線やWi-Fi、電話回線等を用意していたものの、株式会社がこれらを使用しなかった場合には、「合理的に必要なと認められる範囲内において、通信障害対策措置をとった」という要件を満たさない可能性があることとなる。

なお、別紙は、本文のセーフハーバールール解釈について、当部会におけるこれまでの議論を踏まえて、改めて検討・整理を試みたものである。

(2) また、第7回会議では、通信障害による瑕疵が決議に影響を及ぼさないものであることをセーフハーバールール適用要件とすることにより、従来の解釈との整合性を踏まえても、その適用関係を適切に処理することができることなどから、これをセーフハーバールール適用要件とすることを支持する意見が多数あった。

そこで、本文(1)では、通信障害による瑕疵が決議に影響を及ぼさないものであることをセーフハーバールール適用要件としている。

(3) 以上の結果、株主総会の決議の取消しの訴えにおいては、①決議の取消しを求める者が株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反する事実の主張立証をし、②これを争う株式会社が合理的に必要なと認められる範囲内において通信障害対策措置がとられたこと及び当該事実が通信障害によるものであることの主張立証をし、③決議の取消しを求める者が株式会社の故意又は重過失によって当該通信障害が生じたこと及び当該事実が決議に影響を及ぼすものであることを主張立証することとなることを想定している。

2 故意又は重過失の対象について

第7回会議では、故意又は重過失の対象について、「通信障害が生じたこと」ではなく「通信障害による取消事由が生じたこと」とすることも考え

られるとの指摘があった。

確かに、故意又は重過失の対象を「通信障害による取消事由が生じたこと」とすると、通信障害が生じた後に会社側の対応に問題があったような場合については、この文言の解釈として処理することができる。例えば、通信障害が生じた後に、株式会社が代替の通信方法への切替えを行わず、それによって一部の株主が議決権の行使をすることができなかつた場合において、株式会社に故意又は重過失があると評価できるときは、セーフハーバールールは適用されないことになる（ただし、軽過失によって通信方法の切替えが行われなかつた場合には、セーフハーバールールが適用される。）。

もっとも、このような通信障害発生後の株式会社の対応については、通信障害対策措置をとったか否かの解釈で処理することや、会社法第831条第1項第1号の「決議の方法が〔中略〕著しく不公正なとき」の解釈で処理することもできるとも考えられる（別紙の(7)及び(9)参照）。また、故意又は重過失の対象を「通信障害による取消事由が生じたこと」とした場合には、通信障害が生じた後に、株式会社が当該通信障害の発生を認識した上で議事を続行して一部の株主が議決権の行使をすることができなかつたような場合には、常に故意によって通信障害による取消事由が生じたことと評価される（常にセーフハーバールールが適用されない）ことにもなり得るように思われる。

そこで、この点については、部会資料7の第1の3の提案を維持している。

4 株主総会の延期又は続行

バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があつたときは、会社法第298条及び第299条の規定は適用しない旨の規律を設けるものとする。

(注)議長が株主総会の延期又は続行の決定をした場合の株主への通知に関する規律を別途設けるかについては、引き続き検討する。

(補足説明)

本文は、部会資料7の第1の4（株主総会の延期又は続行）と基本的に同様であるが、第7回会議における議論を踏まえ、いわゆる継続会における通知に関する規律について注記している。

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないものとする。

5 (注1) 会社法第297条に基づき株主が株主総会の招集を請求し、当該請求に基づいて株式会社が株主総会を招集する場合には、当該株主は、株式会社に対して、場所の定めのある株主総会とすることを請求することができるものとする考え方がある。

10 (注2) 株式会社は、一定の場合（基本的に、一定割合以上の議決権を有している株主からの請求があった場合を想定している。）には、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める旨を定款で定めることができるものとする考え方がある。

(補足説明)

15 本文は、部会資料7の第1の5（場所の定めのある株主総会の開催請求権）と基本的に同様であるが、第7回会議における議論を踏まえ、注1及び注2を追加している。

6 規律の適用対象

20 (1) 規律の適用対象となる株式会社の範囲については、非上場会社を含む全ての株式会社を対象とするものとする。

25 (2) ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会をいう。以下同じ。）については、バーチャルオンリー株主総会に関する規律の具体的内容を踏まえつつ、基本的に、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律（前記2(1)イ、ウ及びオ）、株主総会の議事録の記載事項（前記2(2)ア）並びに株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）に関する規律（前記3）に限定して
30 規律を設ける方向で引き続き検討するものとする。

(補足説明)

35 本文は、部会資料7の第1の6（規律の適用対象）と基本的に同様であるが、第7回会議での指摘を踏まえ、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会にも規律を設けることを想定しているものとして、招集の決定事項及び招集の通知事項に関する規律（前記2(1)イ、ウ及びオ）並びに株主総会の議事録

の記載事項（前記2(2)ア）を追加している。

7 バーチャル社債権者集会

場所の定めのない社債権者集会（以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。）に関して、次の(1)から(4)までの規律を設けるものとする。

(1) バーチャルオンリー社債権者集会を実施するための要件（注1）

社債権者集会を招集する者（以下「招集者」という。）は、合理的に必要と認められる範囲内において、社債権者集会の議事における情報の送受信を、即時に、かつ相互に行うことができる通信の方法を使用しなければならない。

(2) バーチャルオンリー社債権者集会を実施する際の手続等

ア 招集の決定事項及び招集の通知事項に、前記2(1)アからウまで及びオの事項を加える（ただし、オは招集の通知事項のみ）。

イ 社債権者集会の議事録の記載事項に、前記2(2)ア及びイの事項を加える。

ウ 招集者は、社債権者集会の議事における通信履歴及び通信内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、社債発行会社は、社債権者集会の日から一定の期間（注2）、当該書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

(3) 社債権者集会の決議の不認可の特則

招集者が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置をとった場合において、通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は定款に違反したときは、次のア及びイのいずれにも該当するときに限り、社債権者集会の決議の不認可事由となる。

ア 招集者の故意又は重大な過失によって通信障害が生じたこと。

イ 通信障害により社債権者集会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであること。

(4) 社債権者集会の延期又は続行

通信障害により社債権者集会の議事に著しい支障が生じる場合には当該社債権者集会の議長が当該社債権者集会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第719条及び第720条の規定は、適用しない。（注3）

(注1)原則として募集事項に定めがなくとも社債権者集会の場所を定めないことができるものとし、募集事項に「場所を定めないことはできない」旨定めがあ

る場合にはバーチャルオンリー社債権者集会を実施できないものとする
ことを想定しているが、募集事項に定めがある場合に限って社債権者集会の場所を
定めないことができるとする考え方もある。

(注2) 前記2(3)と同じ期間とすることを想定している。

5 (注3) 議長が社債権者集会の延期又は続行の決定をした場合の社債権者への通知
に関する規律を別途設けるかについては、引き続き検討する。

(補足説明)

10 本文は、部会資料7の第1の7(バーチャル社債権者集会)と基本的に同
様であるが、株主総会に関する規律(前記1から6まで)の変更点に合わせ
て変更するとともに、注1から注3までを追加している。

15 第7回会議では、募集事項の定めをバーチャルオンリー社債権者集会を
実施するための要件とすると、既発債について、バーチャルオンリー社債権者
集会の実施を可能とするためには、社債の内容変更のための社債権者集会の
決議及び当該決議の裁判所による認可というプロセスが必要になってしまう
ことは深刻な問題であるとの指摘があった。

20 そこで、社債権者集会の書面決議制度の見直し(後記第4の3)における
提案との平仄も踏まえ、注1において、原則として募集事項に定めがなくとも
社債権者集会の場所を定めないことができるものとし、募集事項に「場所
を定めないことはできない」旨の定めがある場合にはバーチャルオンリー社
債権者集会を実施できないものとすることを想定しているが、原則と例外を
逆転させ、募集事項に定めがある場合に限って社債権者集会の場所を定め
ないことができるとする考え方もあることを注記している。

25 8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度

社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振
替法」という。)第86条に規定する書面制度に関し、次のいずれかの案
によるものとする。

30 【A案】振替法第86条に基づき、振替社債の社債権者が社債権者集会に
おいて議決権を行使するには書面による証明書の提示が必要である
ことについて、電磁的記録による証明書の提示も可能とする。(注1)
(注2)(注3)

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

35 (注1) 電磁的記録による証明書を作成・管理するシステムの技術的要件として、
当該証明書のオリジナルデータを特定することを可能とする措置が講じられ
ていることを求めるかについては、引き続き検討する。

(注2) 注1の技術的要件を求める場合に、電磁的記録による証明書の提示については社債権者と社債発行会社との合意を要するものとした上で、両者の個別の合意に代えて、社債発行会社が募集事項として、電磁的記録による証明書の提示を可能とする旨を定めなければならないものとするかについては、引き続き
5 検討する。

(注3) 注1の技術的要件を求めない場合に、社債発行会社等が証券保管振替機構
又は口座管理機関に対して、振替社債の権利者に関する情報の提供を求めるこ
とができるものとするかどうかについては、引き続き検討する。

10 (補足説明)

1 見直しの方向性について

第7回会議では、振替法第86条に基づき、振替社債の社債権者が社債
権者集会において議決権を行使するには書面による証明書の提示が必要で
あることについて、①電磁的記録による証明書の提示も可能とするべきで
15 あるとの意見が複数あった一方で、②実務にとって過度な負担が生ずるこ
とを回避しつつ、無権利者による議決権行使を実効的に防止するための制
度設計が困難である場合には、現行法の規律を見直さないものとするこ
とも考えられるとの指摘もあった。

そこで、本文では、①の意見を踏まえた【A案】及び②の指摘を踏まえた
20 た【B案】を並記している。

2 【A案】について

振替法第86条は、証明書が物理的に一つしかない状態を確保すること
によって、社債権者集会において無権利者が議決権を行使するおそれ（例
えば、権利者と無権利者による二重の議決権の行使や、無権利者のみによ
る議決権の行使が想定される。）を防止している。この点について、電磁的
25 記録による証明書の提示を可能とする場合にも、無権利者による議決権の
行使のおそれを防止する必要があるものと考えられるところ、そのための
方法として、⑦電磁的記録による証明書を作成・管理するシステムの技術
的要件として、当該証明書のオリジナルデータを特定することを可能とす
る措置が講じられていることを求めることや、⑧そのような技術的要件を
30 求めずに、当該証明書の提示を受けた社債発行会社や社債管理者等が証券
保管振替機構又は口座管理機関に対して、振替社債の権利者に関する情報
の提供を求めることができるようにすることが考えられる。

このうち、⑦については、オリジナルデータを特定することを可能とす
る措置として、例えば、システムにおいて、データの複製を禁ずる機能や、
35 複数のデータの中からオリジナルデータを識別する機能を実装することが

考えられるものの、実務において、そのような技術的要件を満たすシステムの導入等に伴う負担が生ずることも懸念される。このような懸念を踏まえると、電磁的記録による証明書の提示を可能とする場合には、社債発行会社に、募集社債に関する事項としてその旨を定めることを義務付け、これに応じて社債権者が募集社債の引受けの申込みをした場合には、社債権者の承諾があったものとして、個別の合意を不要とすることが考えられる。

次に、④については、上記の技術的要件を求めないこととし、無権利者による議決権行使のおそれを防止する観点から、社債発行会社等が証券保管振替機構又は口座管理機関に対して、振替社債の権利者に関する情報の提供を求めることができるようにすることが考えられる。この点については、無権利者による議決権行使には、上記のとおり、権利者と無権利者による二重の議決権行使のほか、無権利者のみによる議決権行使も想定されることを踏まえると、社債発行会社等としては、提示された証明書がオリジナルデータでない可能性がある以上は、事実上、全ての証明書について振替社債の権利者に関する情報提供を求める必要が生ずることも考えられ、迅速な社債権者集会の実現が阻害されることが懸念されることから、この点も踏まえた検討を要するものと思われる。

第2 実質株主確認制度

1 株式会社から実質株主を確認する制度

(1) 株式会社から実質株主を確認する制度として、次のアからオまでの規律を設けるものとする。

ア 上場会社は、仲介機関（注1）である名義株主に対し、当該名義株主が有する当該上場会社の株式についての直近仲介機関（仲介機関が株式仲介業務（注1）を提供している他の仲介機関をいう。以下同じ。）又は指図権者（仲介機関以外の者であって、信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、仲介機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者〔（当該権限を有する者がその権限の全てを第三者に委任している場合には、その委任を受けた者に限る。）〕をいう。以下同じ。）に係る情報（注2）を、イ及びウに定めるところにより提供することを請求することができる。

イ アの規定による請求又はこの規定による通知を受けた仲介機関は、当該請求に係る株式について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合には、一定の期間内（注3）に、当該直近仲介機関に対し、当該仲介機関が請求又は通知を受けた旨を通知しなければならない。

ウ アの規定による請求又はイの規定による通知を受けた仲介機関は、当該仲介機関が請求又は通知を受けてから一定の期間内(注4)に、当該請求をした上場会社に対し、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める事項に係る情報を提供しなければならない。

① 当該仲介機関が有する又は株式仲介業務の提供を受ける当該上場会社の株式(以下「確認対象株式」という。)について当該仲介機関の直近仲介機関がある場合 直近仲介機関ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号(直近仲介機関が法人であり、かつ、判明している場合に限る。)、住所、電子メールアドレス(判明している場合に限る。)及び当該直近仲介機関に提供している株式仲介業務に係る確認対象株式の数

② 確認対象株式について当該仲介機関に対する指図権者がある場合 指図権者ごとに、その氏名又は名称、会社法人等番号(指図権が法人であり、かつ、判明している場合に限る。)、住所、電子メールアドレス(判明している場合に限る。)及び当該指図権者が議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する確認対象株式の数

③ 確認対象株式に①又は②のいずれにも該当しないものがある場合 その株式の数

エ イ又はウの規定による情報の提供又は通知に要する費用は、アの規定による請求をした上場会社の負担とする。(注5)

オ 次に掲げる者は、過料に処する。(注6)

① 故意又は重大な過失によりイの規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

② 故意又は重大な過失によりウの規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

(2) 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の行使について、次のア及びイの規律を設けるものとする。

ア 仲介機関である名義株主が、その指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは、その効力を有しない。

イ アの場合における議決権の行使については、会社法第310条第5項の規定は、適用しない。

(注1)「仲介機関」とは、「信託業法第2条第2項に規定する信託会社、銀行法第2条第1項に規定する銀行、金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融

機関その他の者で、第三者のために、株式の所有、保管若しくは管理又は証券口座の管理（以下「株式仲介業務」という。）を業として行う者（金商法第28条第4項に規定する投資運用業として当該株式についての株式仲介業務を行う者及び当該者に当該株式仲介業務を委託する者並びに振替法第2条第2項に規定する振替機関を除く。）をいうものとするを想定しているが、実務の知見も踏まえつつ、引き続き検討する。

（注2）確認の基準時に関し、一定の制限を設けることや、期間制限を設けることの可否については、引き続き検討する。

（注3）直近仲介機関に対する請求の通知（転送）期限については、①営業日の16時までには受領した請求については同日中に、16時より後に受領した請求については翌営業日の10時までにとする考え方や、②3営業日以内とする考え方などがある。

（注4）通知を受けた仲介機関が上場会社に情報を提供するまでの期限については、上場会社が指定した回答の基準日又は請求受領日のいずれか遅い方の①翌営業日までとする考え方、②3営業日以内とする考え方、③7日以内とする考え方などがある。

（注5）仲介機関による不当な請求を防止する観点や株式会社における予測可能性確保の観点から、仲介機関に費用額の事前の開示を求めて差別的な請求を禁止することや、1回の確認請求において各仲介機関が会社に請求できる費用の上限額や会社が全仲介機関に支払う費用の総額の上限額を設けることなど、一定の手当てを設けることの可否については、引き続き検討する。

（注6）制度の実効性を確保するための規律として、違反者の議決権を停止する考え方があるが、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化するには、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進という制度の趣旨だけでなく、支配に関する重要な情報の把握などの趣旨を加える必要があるとの指摘がある。

（補足説明）

1 制度の趣旨及び制度の実効性を確保するための規律

第10回会議における議論を踏まえ、注6において、制度の実効性を確保するための規律として、違反者の議決権を停止する考え方があるが、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化するには、株式会社と株主との間の建設的な対話の促進という制度の趣旨だけでなく、支配に関する重要な情報の把握などの趣旨を加える必要があるとの指摘があることを注記している。この場合には、①実質的に最終的な指図権を有する者まで遡って確認できる制度とすることや、②情報の提供の対象となる実質株主（指図権者）に議決権の割合や支配目的等の付加的な要件を設けることを検討

する必要があると思われるが、既存の諸外国の主要な制度と比較しても投資家に対して過度な負担を課すこととなり、日本市場に対する投資が敬遠され、資金調達や資本市場の発展が妨げられるおそれがあるとの指摘や、回答を行う仲介機関の負担を踏まえて検討する必要があると思われる。

5 2 制度の具体的な枠組み

本文(1)及び(2)は、部会資料7の第2の2(株式会社から実質株主を確認する制度)及び部会資料10の第1の1(株式会社から実質株主を確認する制度)と基本的に同様であるが、以下の各点を変更している。

(1) 確認の基準時

10 第7回会議及び第10回会議における議論を踏まえ、注2において、確認の基準時(どの時点における情報が提供対象となるか)について、一定の制限を設けること(例えば、株主名簿が更新されて名義株主が確定する時点における直近仲介機関や指図権者のみを情報の提供の対象とすること)や、期間制限を設けること(例えば、請求時の1年前から1か
15 月後までを基準時とする請求のみを可能とすること)の可否については、引き続き検討する旨を注記している。

(2) 転送期限及び回答期限

第7回会議でも指摘があったとおり、①直近仲介機関への請求の通知期限(転送期限)及び②上場会社への情報提供期限については、その期限を具体的に明示しないと、仲介機関による回答に時間を要し、制度の実効性が損なわれるおそれがあると考えられる。

そこで、上記①については、注3において、㊦営業日の16時まで受領した請求については同日中に、16時より後に受領した請求については翌営業日の10時までにとする考え方(なお、EU第二次株主権利指令と同じである。)、㊧3営業日以内とする考え方、上記②については、注4において、上場会社が指定した回答の基準日又は請求受領日のいずれか遅い方の㊨翌営業日までとする考え方(なお、EU第二次株主権利指令と同じである。)、㊩3営業日以内とする考え方、㊪7日以内とする考え方を、具体的な期限の例として注記している。

(3) 費用負担

30 第10回会議では、諸外国においては、一部の仲介機関が高額な請求をしており、会社が一定以上の閾値を超える名義株主に限って確認請求を行うなどの対応をせざるを得ない状況もあるとの指摘があった。このような指摘も踏まえて、注5において、仲介機関による不当な請求を防止する観点や株式会社における予測可能性確保の観点から、仲介機関に費用額の事前の開示を求めて差別的な請求を禁止することや、1回の確

認請求において各仲介機関が会社に請求できる費用の上限額や会社が全仲介機関に支払う費用の総額の上限額を設けることなど、一定の手当てを設けることの要否については、引き続き検討する旨を注記している。

(4) 実質株主による株主総会への代理出席及び議決権の行使

5 第10回会議では、名義株主が指図権者を代理人として議決権を行使することは定款の定めによっても制限することができないものとする規律を設けることについて、その必要性はないなど反対の意見が複数あった一方で、これを支持する意見が多数あり、さらに、名義株主が代理人とすることができる指図権者は、この制度を通じて仲介機関から情報が提供された者に限定されるべきではないとの意見も多数あった。

10 そこで、本文(2)アでは、制度を通じて仲介機関から情報が提供された指図権者に限らずに、仲介機関である名義株主が、その指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは、その効力を有しないものとしている。

15 また、本文(2)イでは、ある名義株主である仲介機関の背後に複数の指図権者が存在することも想定されることを踏まえると、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第10条第2項と同様に、会社法第310条第5項の代理人の数の制限の適用を除外することも考えられるとの第10回会議における意見を踏まえて、その旨の規律を設けている。

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度として、次の(1)から(6)までの規律を設けるものとする。

25 (1) 金商法第27条の23第1項、第27条の25第1項又は第27条の26第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定により大量保有報告書又は変更報告書（変更報告書にあっては、株券等保有割合の1%以上の増減に係るもの及びこれに準ずる変更に係るものに限る。以下「大量保有・変更報告書」という。）を提出しなければならない者（上場会社が発行する株券等（金商法第27条の23第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保有者に限る。）は、その提出期限までに、当該大量保有・変更報告書を、その株券等を発行する上場会社に提出しなければならない。

30 (2) 上場会社は、(1)の規定による大量保有・変更報告書の提出があった日から一定の期間（5年とすることを想定している。）、当該大量保有・変更報告書をその本店に備え置かなければならない。

(3) 株主は、上場会社の営業時間内は、いつでも、(1)の規定により提出された大量保有・変更報告書の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

5 (4) (1)の規定による大量保有・変更報告書の提出は、金商法の規定による内閣総理大臣への提出をもってこれに代えることができる。この場合においては、(2)及び(3)の規定は、適用しない。

10 (5) (1)の規定に違反して大量保有・変更報告書を提出しない又は重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている大量保有・変更報告書を提出した者（以下「違反者」という。(注1)）がある場合において、その違反に係る株券等を発行する上場会社が違反者に対して議決権を有しないものとする旨の通知（以下「議決権停止通知」という。）をした時から一定の期間（注2）を経過したときは、違反者が保有する当該上場会社の株式（当該通知後に違反者が保有するに至ったものを含む。）は、違反者が保有する間、議決権を有しない。ただし、その違反の事実が発生した日から一定の期間（5年とすることを想定している。）又はその違反に係る大量保有・変更報告書が追完（注3）された日から一定の期間（注4）が経過した後は、この限りでない。

15 (6) 上場会社が議決権停止通知をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

20 (注1) 金商法第27条の26第1項又は第2項の規定による特例報告について、議決権の停止の対象となる違反の範囲を限定することの要否については、引き続き検討する。

25 (注2) 議決権の停止の効力が生ずるまでの期間については、3週間とする考え方や1か月とする考え方などがある。

(注3) 追完とは、違反者が、違反者に生じた当該株券等に係る大量保有・変更報告書を提出しなければならない事由のうち、その時点における直近の事由に基づく大量保有・変更報告書を(1)又は金商法の規定により提出することをいうことを想定している。

30 (注4) 追完により議決権の停止の効力が解除されるまでの期間については、制裁としての趣旨を含むものとして、追完後最初に招集される株主総会の終結の時までとする考え方や、追完後1年とする考え方などがある。

(注5) 議決権の停止を株主総会の決議に反映するために何らかの手当てをすることの要否については、引き続き検討する。

35 (注6) 株主総会の前に議決権が停止されなかった場合であっても、例えば、複数の者が、共同して代表取締役の選定等の提案を行うことを合意し、協調して株

式を取得しながら、故意に大量保有・変更報告書を提出せずに共同保有者であることを秘しつつ、一斉に議決権を行使することにより、株主提案を可決させたときは、このような状況の下でこれらの違反者がその議決権を行使したことが、株主総会の決議の取消事由になることを想定している。

5

(補足説明)

1 会社法上の通知義務の範囲と建付け (本文(1)から(4)まで)

(1) 会社法上の義務の建付け

本文(1)は、部会資料10の第1の2(株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度)(1)と基本的に同様であるが、第10回会議において指摘があったとおり、限られた期間の中で大量保有・変更報告書を上場会社の株主に提出するのは現実的には困難であることを踏まえ、大量保有者による提出先から「株主」を削除し、「上場会社」のみとしている。合わせて、本文(2)及び(3)において、上場会社が提出を受けた大量保有・変更報告書を本店に備え置き、株主がこれを閲覧又は謄写できることとする

10
15

ことで、株主のアクセスを確保することとしている。なお、備置期間については、金商法上の大量保有報告制度における公衆縦覧期間(金商法第27条の28)と同じく5年とすることを想定している。

また、金商法に基づき大量保有・変更報告書が提出された場合には、これが公衆縦覧に供されることとなり、株式会社及び株主もアクセス可能となるため、本文(4)では、金商法に基づく内閣総理大臣への提出をもって会社法に基づく株式会社への提出に代えることができ、この場合には会社による備置及び株主による閲覧又は謄写の規定(本文(2)及び(3))は適用しないこととしている。

20

(2) 会社法上の通知義務の範囲

第10回会議では、大量保有者の名称や所在地の変更など、議決権の行使を通じた株式会社に対する影響力とは関係のない変更事由に基づく変更報告書の不提出については、議決権の停止の対象とするべきではないとの意見があった。

25

そこで、本文(1)では、会社法上の通知義務の対象となる金商法上の変更報告書の範囲について、(現在検討されている金商法上の課徴金制度の見直しの議論を参考に、)変更報告書の不提出については、株券等保有割合の1%以上の増減に係るもの及びこれに準ずる変更に係るものに限ることとしている。

30

2 議決権の停止 (本文(5)及び(6))

(1) 議決権の停止の対象となる違反の範囲

35

議決権の停止の対象となる違反の範囲について、第10回会議では、
①例えば10年前の違反に基づいて議決権を停止する必要性は認められ
ないとの意見や、②金商法上の特例報告が適用できる場合については、
例えば、故意又は重大な過失により通知義務を怠った場合を除くと、議
決権を制限することについて抑制的に考えるべきであるとの意見があつ
た。

上記①の意見を踏まえて、本文(5)ただし書では、違反の事実が発生し
た日から一定の期間が経過した後は、議決権の停止の効力が生じないこ
ととしている。なお、その具体的な期間としては、金商法上の大量保有・
変更報告書の公衆縦覧期間（金商法第27条の28）及び課徴金に關す
る審判手続開始決定の除斥期間（金商法第178条第17項及び第18
項）と同じく5年を想定している。

また、上記②の意見を踏まえて、注1において、金商法第27条の2
6第1項又は第2項の規定による特例報告について、議決権の停止の対
象となる違反の範囲を限定する（例えば、故意又は重大な過失による違
反があつた場合に限る。）ことの要否について引き続き検討する旨を注記
している。この点については、特例報告が適用される者は、日常業務を
通じて継続反復的に株券等の売買を行っているため、事務過誤によって
通知義務に違反しやすい一方で、重要提案行為等を行うことを保有の目
的とせず、かつ、株券等保有割合が10%を超えない（同条第1項及び
株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第
36号。以下「大量保有府令」という。）第12条）ことを踏まえて、議
決権の停止の対象となる場面を限定することの必要性及び許容性が認め
られるかを検討する必要があるものと考えられる。

(2) 議決権停止通知

まず、議決権停止通知の意義について、第10回会議では、①被疑違
反者に争う機会を与える趣旨と②違反者による議決権の行使を拒否する
かどうかの判断権を株式会社の取締役らに与える趣旨のそれぞれを支持
する意見が複数あつた一方で、いずれかの趣旨に限定して考えるべきで
あるとの意見は特段みられなかった。そこで、①及び②の双方の趣旨を
含むものと整理することを想定している。

上記①の趣旨との関係では、議決権の停止の効力が生ずるまでの期間
について、注2において、被疑違反者が議決権の行使を許容する仮処分
の申立てをして違反の有無を争う期間として、当部会におけるこれまでの
意見を踏まえて、3週間とする考え方や、1か月とする考え方などがあ
る旨を注記している。

また、上記②の趣旨について、第10回会議では、株式会社の取締役らは、議決権停止通知を行うかどうかを株主の共同の利益のために判断しなければならないと考えて、恣意的な判断を防止するために、この判断は取締役会決議事項とするべきであるとの意見があった。そこで、本文(6)では、上場会社が議決権停止通知をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならないものとしている。

(3) 追完による議決権の停止の解除

第10回会議では、議決権の停止の効力を解除するための要件となる「追完」の意義について、その違反の後に更に当該株券等に係る大量保有・変更報告書の提出事由が生じた場合において、①議決権の停止の理由となった当初の違反自体に関する大量保有・変更報告書と、②大量保有・変更報告書の提出事由のうち最新のものに基づく大量保有・変更報告書のいずれを提出することが必要となるかを整理するべきであるとの意見があった。

この点について、上場会社の株式等の流動性を踏まえると、その提出事由が過去になればなるほどその大量保有・変更報告書の重要性は薄れると考えられ、また、大量保有・変更報告書には、原則として最近60日間の取得又は処分の状況(大量保有府令第1号様式)が記載されるため、過去の保有状況もその範囲では明らかになるといえる。そうすると、最新の提出事由に基づく大量保有・変更報告書が提出されれば、その時点において株主総会において株主が重要な意思決定を公正に行うために重要な情報となる一定数以上の議決権の行使について実質的な決定権限を有する者の存否及びその素性は明らかにされたといえ、制度の趣旨が満たされると思われる。そこで、注3において、「追完」の意義としては上記②の整理をする旨を注記している。

また、追完から議決権の停止の効力が解除されるまでの期間については、制裁として、制度の実効性を確保するために相当な期間を設定する必要があると思われるところ、当部会におけるこれまでの意見を踏まえて、注4において、追完後最初に招集される株主総会の終結の時までとする考え方や、1年とする考え方などがある旨を注記している。

(4) 議決権の停止を株主総会の決議に反映する方法

議決権の停止を株主総会の決議に反映することは必ずしも容易ではなく、違反者が名義株主でない場合には更に事実上の困難が生ずるようにも思われるため、注5において、この点について何らかの手当てをすることの可否を引き続き検討することを注記している。

3 株主総会の決議の取消しの可能性

第7回会議及び第10回会議では、株主総会の前に議決権が停止されな
5 かった場合であっても、違反者がその議決権を行使したことを理由として
事後的に株主総会の決議を取り消すことについて、議決権停止通知がされ
なければ、この制度における通知義務は株主総会の招集手続に関係しない
10 のので、取消事由とはならないとの意見があった一方で、制度の実効性を確
保する観点等から、一定の場合には取消しを認めるべきであるとの意見が
多数あった。また、その取消事由については、故意又は重大な過失による
通知義務の違反を対象とする新たな取消事由を設けるべきであるとの意見
15 があった一方で、その要件を明文で規律することは困難であるため、会社
法第831条第1項第1号の著しく不公正な決議方法に該当するかどうか
を個別に判断することとして解釈に委ねるべきであるとの意見が多数あり、
少なくとも、複数の者が、共同して代表取締役の選定等の提案を行うこと
を合意し、協調して株式を取得しながら、故意に大量保有・変更報告書を
20 提出せずに共同保有者であることを秘しつつ、一斉に議決権を行使する
ことにより、株主提案を可決させたような場合には、このような状況の下で
これらの違反者がその議決権を行使したことが取消事由となることについ
ては、これを支持する意見が多数あったように思われる。

そこで、注6において、株主総会の前に議決権が停止されなかった場合
20 であっても、上記の例のようなときは、違反者がその議決権を行使したこ
とが、株主総会の決議の取消事由になることを想定している旨を注記して
いる。

第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

1 書面交付請求制度の見直し

25 株主総会資料の電子提供制度における書面交付請求制度の見直しに関
し、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】[一定の移行期間を設けた上で、]書面交付請求制度を廃止する。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

30 (補足説明)

1 本文について

本文は、部会資料7の第3の1(書面交付請求制度の見直し)と同様で
ある。

35 なお、【A案】における「一定の移行期間」については、第7回会議及び
第8回会議でも指摘があったとおり、飽くまでデジタルデバイドの株主の
ための周知を図るための期間であって書面交付請求制度を廃止するかどうか

かを見極めるための期間ではなく、今般の見直しに係る一般的な周知期間も踏まえつつ、長くて2年程度であることを想定している。

2 いわゆるフルセットデリバリーとの関係について

第7回会議及び第8回会議では、いわゆるフルセットデリバリー（株主
5 に対して全ての株主総会資料を書面で交付すること）の割合と書面交付請
求制度の利用率との比較について、フルセットデリバリーの増減は次年度
の書面交付請求株主の比率に影響を及ぼすため、同年度の比較では足りな
いとの意見があった一方で、現状、書面交付の終了のための異議催告通知
10 を行った会社はほとんどみられない中で、フルセットデリバリーからサマ
リー版に切り替える会社が増えていることから、書面交付請求株主の比率
が増えていないという点は一定の評価ができるとの意見もあった。なお、
この点については、株主数が少ない会社においては、書面交付請求株主用
の書類を別に作成することでかえってコストアップにつながるため、あえ
15 てフルセットデリバリーを選択している会社も多くあることに留意すべき
であるとの意見もあった。

フルセットデリバリーとの関係について、株主総会白書（公益社団法人
商事法務研究会）のアンケート調査の結果（全上場会社を対象として定時
株主総会に関するアンケート調査を行い、回答が得られたものを集計した
20 結果）によれば、令和5年及び令和6年に、書面交付請求がない株主に対
して、招集通知に加えて任意に書面による情報提供を行った資料があるか
という調査がされており、その結果によると、約9割が任意に書面による
情報提供を行っており、その方法としてフルセットデリバリーと回答した
会社が令和6年に55.2%と半数以上存在したものの、前年比で9.6%
25 減少していた。他方で、同調査の結果によれば、令和7年に書面交付請
求をした株主がいなかったと回答した会社は全体の25.1%で昨年比4.
1%増加している。このことから、フルセットデリバリーの対応をする会
社は令和5年から令和6年にかけて減少したものの、書面交付請求を行っ
た株主の比率は令和6年から令和7年で増加していないと考えられる。し
たがって、限定的ではあるものの、これらの現時点での調査結果の限りに
30 においては、会社のフルセットデリバリーの実施状況にかかわらず書面交
付請求の利用は少ないと推測できるようにも思われる。

2 書面による議決権の行使についての見直し

書面による議決権の行使についての見直しに関し、次のいずれかの案
35 によるものとする。

【A案】取締役（会社法第297条第4項の規定により株主が株主総会

を招集する場合にあっては、当該株主。）は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の数が1000人以上である場合には、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めなければならない。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注1）【A案】による場合には、社債権者集会に関する同種の規律（会社法第726条第1項）についても、同様の見直しをするものとする。

（注2）【A案】による場合であっても、バーチャルオンリー株主総会を開催するときは、書面による議決権の行使を可能とするなどのインターネットを使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置をとる必要があり、当該措置をとらずに電磁的方法による議決権の行使のみを可能とするときは、バーチャルオンリーではない株主総会を開催する必要があることを想定している。

（補足説明）

1 提案の変更点について

本文は、部会資料7の第3の2（書面による議決権の行使についての見直し）と基本的に同様であるが、第7回会議及び第8回会議では、バーチャルオンリー株主総会を開催する場合の考え方を明記して意見公募手続（パブリック・コメント）で意見を募るべきであるとの意見があったことから、注2において、この点を注記することとしている。

2 【A案】について

第7回会議及び第8回会議では、【A案】について、電磁的方法による議決権の行使の具体的なイメージを想定した上で検討するべきであるとの意見があった。

電磁的方法による議決権の行使のための案内は、典型的には、招集通知の文面に議決権行使ウェブサイトのURLを記載し、そのアクセスに必要なID及びパスワードに加え、簡便なアクセスのための二次元コード等を記載した議決権行使書面を同封して送付することが多いとされている。そのため、具体的な議決権行使の手順として、個人株主を想定すると、手元のスマートフォン等のデバイスを用いて二次元コードを読み取り、又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトアクセスして議決権行使書面に記載されたID及びパスワードを入力し、株主総会参考書類等をもとに議案の賛否を入力することとなる。

第7回会議及び第8回会議では、このように実務の工夫によって非常に簡単に電磁的方法による議決権の行使ができることから、令和元年改正で

創設された株主総会参考資料の電子的提供よりもデジタルデバイドの問題は小さいとの意見が複数あった。このような具体的な実務も踏まえ、電磁的方法による議決権の行使を可能とする場合には書面による議決権行使を可能とすることを要しないことの許容性について検討する必要があるもの
5 と考えられる。

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

株主総会の招集の電磁的方法による通知に関し、次の(1)から(3)までの規律を設けるものとする。

10 (1) 上場会社は、株主の承諾を得て、株主名簿に株主の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（以下「電子メールアドレス等」という。）を記載し、又は記録することができる。

15 (2) 振替法第151条第1項において、振替機関が発行者に対し速やかに通知しなければならない事項に、「電子メールアドレス等（当該株主が当該電子メールアドレス等の提供を承諾した場合に限る。）」を加える。

20 (3) 株主名簿に電子メールアドレス等の記載又は記録がある株主に対して会社法第299条第3項に掲げる方法により通知を発する場合には、当該株主の承諾を要しない。

(注) 将来的な見直しとして、一定の要件の下、株主の電子メールアドレス等を株主名簿の必要的記載事項とし、株主の承諾を得ずに、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができるものとする考え方がある。

25 (補足説明)

1 本文について

本文は、部会資料7の第3の3（株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し）と同様である。

2 承諾について

30 第7回会議及び第8回会議では、本文(1)の「承諾」について、電子メールアドレス等を伝えることを承諾したとしても、あらゆる情報が電子メールアドレス等により伝達されることまでを承諾したことにはならないため、その旨を株主に対して明示して承諾を求めるべきであるとの意見が複数あった一方で、厳格に承諾を求めた結果として、これを説明しなかった場合
35 に株主総会の決議の取消しの訴えにおける取消事由に該当し得るとすれば、不必要に法律関係を不安定にするとの指摘もあった。

本文(1)の「株主の承諾」は、単に株主名簿に電子メールアドレス等を記載することのみならず、本文(3)のとおり、当該株主に対して会社法第299条第3項に掲げる方法により通知を発するときには、当該株主の都度の承諾を要しない（すなわち、株式会社から当該株主に対する通知は株主名簿に記載された電子メールアドレス等に対して発出されることになる）ことについて承諾を要することを想定している。

その上で、実務的な「承諾」の取得の方法については、デジタル化が進展する中、株主名簿に電子メールアドレス等を記載することを承諾する株主において、通常どのような認識で承諾をすると考えられるかを踏まえつつ、引き続き検討する必要があると考えられる。

第4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化

事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化に
関し、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。

【A案】事前の議決権の行使により株主総会の決議があったものとみなす制度として、次の(1)から(3)までの規律を設ける。

(1) 株式会社は、株主総会を招集する場合には、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たしたときは、事前の議決権の行使の期限を経過した時に当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす旨を定めることができる」旨を定款で定めることができる。

(2) 株主総会の招集の決定事項及び招集の通知事項として、「会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合において、株主総会の目的である事項に係る議案について、(1)の規定による定款の定めに従い株主総会の決議があったものとみなすときは、その旨」を加える。

(3) 取締役は、(1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、その旨を株主総会に報告しなければならない。

(注1) 株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議については、同趣旨の規律を設けるが、株主総会の目的である事項のうち株主総会に報告すべ

き事項に関する報告については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。
(注2) (1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、①株主は株主総会において(1)に規定する株主総会の目的である事項につき議案を提出することができず、また、②当該決議の成立後の事情は株主総会の決議取消事由にはならないことを想定している。

【B案】株主総会の目的である事項に係る議案について、事前の議決権の行使の期限までに、事前の議決権の行使（株主総会において当該議決権の行使の内容を変更した株主がしたものを除く。）により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たした場合には、株主総会の議事によって株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときに該当したことは株主総会の決議取消事由とならない旨の規律を設ける。

(補足説明)

1 【A案】について

(1) 提案の変更点

部会資料8の第1の1（事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化）の【A案】と基本的に同様であるが、第8回会議における議論を踏まえ、注1において、株主総会の目的である事項に係る議案を否決する旨の決議についても同趣旨の規律を設けることを注記するとともに、注2において、本文(1)の規定による定款の定めにより株主総会の決議があったものとみなされた場合には、①株主は株主総会において(1)に規定する株主総会の目的である事項につき議案（いわゆる実質的動議。会社法第304条本文）を提出することができず、また、②当該決議の成立後の事情は株主総会の決議取消事由にはならないことを注記している。

(2) 定款の定めを要否

第8回会議では、【A案】では必ず株主総会が開催され、株主の質問権も保障されていること、定款の定めを要件とせずとも株主は事前の議決権の行使をするかどうかによって事前に決議を成立させるかどうかを選択することが可能であることなどを理由として、定款の定めを不要とするべきであるとの意見があったものの、【A案】では、株主は株主総会当日の審議を踏まえて議決権の行使をすることはできなくなる（株主総会は意思決定の場ではなくなる）ため、その点について株主の意思を問うべきであることなどを理由として、定款の定めを要件とするべきである

との意見が多数あったことから、定款の定めを要件とすることとしている。

(3) 決議の成立時点

第8回会議では、株主総会の決議の成立時点を事前の議決権の行使の
5 期限を経過した時とすると、取締役の選任が株主総会の前日以前になっ
てしまうとの問題提起があった。

この点について、株主総会の決議の成立時点を株主総会の日（例えば
【A案】(3)の報告時点）とすることも考えられる。もっとも、【A案】に
より取締役選任議案が可決された場合において、前任者が当該株主総会
10 の終結の時まで任期があるのであれば、当該議案に係る候補者は前任者
の後任者として選任されたと考えられるから、当該候補者は当該終結の
後に就任するものと考えられる。また、実務上、必要に応じて、【A案】
による株主総会の決議の効力の発生を条件又は期限にかからしめること
も可能である（最判昭和37年3月8日民集16巻3号473頁）。

これを踏まえ、株主総会の決議の成立時点を事前の議決権の行使の期
15 限を経過した時としている。

2 【B案】について

第8回会議では、【B案】よりも【A案】を支持する意見が相対的に多く
あったものの、【B案】を支持する意見（【A案】と【B案】の双方の採用
20 を支持する意見を含む。）も多数あったことから、本文において【B案】を
維持することとしている。

(1) 提案の変更点

部会資料8の第1の1（事前の議決権の行使がされた場合における株
主総会の決議の合理化）の【B案】について、①要件該当性の判断の基礎
25 となる事前の議決権の行使について、株主総会において事前の議決権の
行使の内容を変更した株主がしたものを除くとともに、②株主総会の決
議の方法が著しく不公正なときも株主総会の決議取消事由とならないこ
ととしつつ、除外される株主総会の決議取消事由を「株主総会の議事によ
って」生じた違法又は不公正に限定することとしている。

ア 要件の変更

第8回会議では、【B案】について、株主は株主総会当日に事前の議
決権の行使と異なる内容の議決権の行使ができるのであるから、事前
の議決権の行使によって株主総会の決議の要件を満たすだけでは足り
ないとの指摘が複数あった。

そこで、本文では、事前の議決権の行使の内容を一部修正し、株主総
35 会において事前の議決権の行使の内容を変更した株主がしたものを除

くこととしている。

なお、このような変更に伴い、理論上は株主総会での採決が行われるまでは要件該当性を判断することができないこととなり、株主総会の決議取消事由が生ずるリスクへの懸念が残ることにならないかが問題となるが、實際上、株式会社は遅くとも株主総会の開始時点において株主総会の出席者や採決時の議決権行使を予測することができる場合が多いといえるのであれば、上記のような懸念は小さいとも考えられる。

イ 効果の変更

第8回会議では、【B案】について、⑦株主総会の決議の方法が著しく不公正なとき（会社法第831条第1項第1号）が株主総会の決議取消事由として残るとすれば、株主総会の決議取消事由が生じるリスクが残ることとなる、⑧株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したことが一律に株主総会の決議取消事由とならないとすると、株主総会当日の議事運営以外の瑕疵として株主総会の決議取消事由となるべき事由が、決議取消事由から外れてしまうなどの指摘があった。

そこで、本文では、上記②のとおり【B案】の効果を変更している。

(2) 【B案】の許容性

第8回会議では、現行法は株主総会の決議に瑕疵があっても結果さえ変わらないものであれば決議は有効であるという考え方を採っていないため、【B案】の理論的根拠に疑問があるとの指摘があった。

この点に関連して、第8回会議では、仮に【B案】を採用するのであれば、瑕疵の重大性が必ずしも重視されないような場合もあると考えて裁量棄却を典型的に拡大するという考え方があり得るとの指摘があった。

このような指摘を踏まえ、【B案】の許容性については、事前の議決権の行使（株主総会において当該議決権の行使の内容を変更した株主がしたものを除く。）によって株主総会の決議の要件を満たす場合には、そのように事前の議決権の行使によって株主総会の決議の要件を満たしていた以上、株主総会当日の議事運営がその結果に影響を与える程度は典型的に小さい（事前の議決権の行使に対しては基本的には影響を与えない）といえるので、株主総会当日の議事運営の適法性は、株主総会の決議の取消し以外の規律（取締役等の説明義務、説明義務違反の場合の過料の制裁、取締役の善管注意義務又は不法行為責任）によって担保すれば足り、株主総会の決議取消事由が生じるリスクへの対応に係る多大な負担を株式会社に課してまで担保する必要があるほど重要であるとはいえないと整理することを想定しているが、このような整理が可能であるかに

については引き続き検討する必要があると考えられる。

3 その他

第8回会議では、定款変更を必要とせずに株主総会を合理化することを意図して、「事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における株主総会の決議の要件を満たし、かつ、株主総会の開始時の出席者による議決権行使によっても株主総会の決議の結果が変わらないことが確認できた場合において、株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす」という規律が考えられるとの意見があった。

しかしながら、上記のような規律に基づき議長が株主総会の開始時点で宣言を行うことにより、株主は株主総会当日の審議を踏まえて議決権の行使をすることができなくなる（株主総会は意思決定の場ではなくなる。）。そのため、このような規律を設けるのであれば、【A案】と同様に、定款の定めを要件とするべきであると考えられる。また、上記のような規律を支持する意見が多数あったともいえないことから、上記のような規律については、本文に記載することとはしていない。

2 株主総会の書面決議制度の見直し

株主総会の書面決議制度について、次の規律を設けるものとする。

取締役又は株主が株主総会の目的である事項についての提案を株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。以下2において同じ。）に対して通知した場合において、次の(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。ただし、当該通知を発した日から1週間以内に異議を述べた株主があるときは、この限りでない。

(1) 当該提案につき総株主（当該事項について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと。

(2) (1)の意思表示をした株主が株主総会において当該提案に係る決議に賛成したとすれば株主総会の決議の要件を満たすこと。

(注) 報告事項の報告についても、同様の規律を設けるものとする。

(補足説明)

本文は、部会資料8の第1の2（書面決議制度の見直し）と同様である。第8回会議では、決議の成立時点と株主の異議の関係について、①機動的

な意思決定という観点から、本文(1)及び(2)の要件を満たした時に株主総会の決議があったものとみなされ、株主から異議があったことは株主総会の決議取消事由（株主総会の決議の方法の法令違反）となるにとどまるという考え方を支持する意見が複数あった一方で、②株主の異議がないことは株主総会の成立の要件であると考えられること、株主の異議があった場合には株主総会の決議の不存在事由と考えるべきことなどを理由として、株主の異議申述期間である提案の通知の発信日から1週間が経過した時に株主総会の決議があったものとみなされるのであり、その時点で要件を欠く場合には株主総会の決議があったものとみなされないという考え方を支持する意見も複数あった。

上記②の意見を踏まえると、上記①の考え方を採ることは難しいとも考えられるが、①「株主から異議がないことを解除条件として、本文(1)及び(2)の要件を満たした時に株主総会の決議があったものとみなされ、株主から異議があったことは株主総会の効果不発生事由（株主総会の決議の不存在事由）となる」という考え方と、上記②の考え方のいずれの考え方が適切かを引き続き検討することが考えられる。

3 社債権者集会の書面決議制度の見直し

社債権者集会の書面決議制度に関し、次の【A案】若しくは【B案】のいずれか又は双方によるものとする。

【A案】現に議決権を行使した議決権者（社債権者集会において議決権を行使することができる社債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額を分母とする多数決による書面決議制度として、次の(1)から(5)までの規律を設ける。

- (1) 社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者（以下「提案者」という。）が社債権者集会の目的である事項についての提案（社債管理補助者にあつては、会社法第714条の7において準用する会社法第711条第1項の社債権者集会の同意をすることについての提案）を、知っている社債権者（議決権者に限る。）、社債発行会社及び社債管理者（社債管理補助者がある場合にあつては、社債管理者又は社債管理補助者）に対して書面により通知した場合において、提案者が定める日（提案者が当該通知を発した日から2週間を経過した日以後の日に限る。以下【A案】において「同意期限」という。）までに、当該提案につき、次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者の同意があつたときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、書面（提案者が社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、書面又は電磁的方法。イにおいて同じ。）によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 書面によって議決権を行使した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者

(2) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、(1)に規定する提案をするには、提案者は、同意期限の3週間前までに、

(1)に規定する提案を公告しなければならない。

(3) (2)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、提案者が社債発行会社以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

(4) 提案者は、(1)の通知に際しては、知れている社債権者（議決権者に限る。）に対し、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない。

(5) 募集事項（会社法第676条各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）に、「提案者が(1)に規定する提案をしないこととするときは、その旨」を加える。

【B案】全議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による書面決議制度として、次の(1)から(5)までの規律を設ける。

(1) 提案者が社債権者集会の目的である事項についての提案（社債管理補助者にあつては、会社法第714条の7において準用する会社法第711条第1項の社債権者集会の同意をすることについての提案）を、知れている社債権者（議決権者に限る。）、社債発行会社及び社債管理者（社債管理補助者がある場合にあつては、社債管理者又は社債管理補助者）に対して書面により通知した場合において、提案者が定める日（以下【B案】において「同意期限」という。）までに、当該提案につき、次のア又はイに掲げる事項の区分に応じ、当該ア又はイに定める者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、同意期限を経過した時に当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

ア 会社法第724条第2項各号に掲げる事項 議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者

イ アに規定する事項以外の事項 議決権者の議決権の総額の2分の

1 を超える議決権を有する者

(2) 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、
(1)に規定する提案をするには、提案者は、同意期限の前までに、(1)
に規定する提案を公告しなければならない。

5 (3) (2)の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法により
しなければならない。ただし、提案者が社債発行会社以外の者である
場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報
に掲載する方法でなければならない。

10 (4) 提案者は、(1)の通知に際しては、知れている社債権者（議決権者に
限る。）に対し、社債権者集会参考書類を交付しなければならない。

(5) 募集事項に、「提案者が(1)に規定する提案をしないこととするとき
は、その旨」を加える。

15 (後注1) 社債管理補助者及び社債権者が(1)の提案をすることができるのは、社
債権者集会を招集することができる場合(会社法第717条第3項及び第71
8条第3項)と同様の場合に限定するかについては、引き続き検討する。

(後注2) (1)の通知及び(4)の交付を、電磁的方法による通知及び必要事項の提供
で行うことができることとするか及びその要件については、引き続き検討する。

(後注3) 無記名社債の社債権者及び振替社債の社債権者が(1)の同意をするに当
たって必要となる手続については、引き続き検討する。

20 (後注4) 改正法の施行の際現に存する社債に対する規律の適用については、引き
続き検討する。

(補足説明)

25 本文は、部会資料10の第2(社債権者集会の書面決議制度の見直し)と
基本的に同様であるが、第10回会議において【A案】及び【B案】の双方
を導入することを支持する意見が多数あったことから、その旨を柱書におい
て明確化している。

30 また、第10回会議では、提案者を社債権者集会の招集権者と合わせるべ
きであるとの意見があったことから、後注1において、社債管理補助者及び
社債権者が【A案】(1)又は【B案】(1)の提案をすることができるのは、社
債権者集会を招集することができる場合(会社法第717条第3項及び第7
18条第3項)と同様の場合に限定するかについては、引き続き検討するこ
とを注記している。

35 4 キャッシュ・アウトの手続の見直し

株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」に該当する者に

ついて、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】総株主の議決権の10分の9以上を有している者に加え、金商法第27条の2第6項に規定する公開買付け（マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を含む一般株主（買収者と重要な利害関係を共通にしない株主をいう。以下同じ。）の利益の確保のための公正な手続（注）がとられたものに限る。）により総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった者を含める。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注）一般株主の利益の確保のための公正な手続の具体的内容としては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（一般株主が保有する株式の過半数の応募があることを公開買付けの成立条件とするもの）の設定のほか、①公開買付届出書に、公開買付けが成立し、総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった場合には、株式等売渡請求により速やかにキャッシュ・アウトを行うことが明記されていることや、②公開買付け後にキャッシュ・アウトを行う際に一般株主に交付される金銭の価格が、公開買付価格に比べて不利益なものでなく、その旨が公開買付届出書に明記されていることなどを想定しているが、その他の手続の要否を含めて引き続き検討する。

（補足説明）

第8回会議では、【A案】の本文部分に相当する提案について、⑦キャッシュ・アウトの帰すう（株主総会の決議が確実に成立すること）が分かっているととしても株主総会の場で一般株主が反対意見を述べることができることが経営者の行動に影響を及ぼし得るという意味で重要であることや、買収者が公開買付けで9割の取得を目指すインセンティブがなくなってしまうことにより悪影響が生ずる（例えば、公開買付価格が下がるなど）懸念があることなどを理由として、これに消極的な意見が多数あった。合わせて、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定された場合には一般株主の保護が十分に図られているため、株主総会で反対意見を述べる機会を与える必要が小さいと考えられる上に、そのような場合に限り見直しをすることにより、實際上マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たす公開買付けが行われやすくなることが期待できるなどという理由から、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定された公開買付けに限定することを支持する意見も多数あった。ただし、これを支持しつつ、制度整備の目的を1段階目の公開買付けと2段階目のキャッシュ・アウトの間隔が空くことによって生じる強圧性の排除という形で狭く解することに再検討の余地があるとの意見も複数あった。

そこで、【A案】では、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を含む、一般株主の利益の確保のための公正な手続がとられたものに限り、特別支配株主に必要な議決権の保有比率を3分の2に引き下げるものとするを提案している。また、公正な手続の具体的内容については、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を必須とすることを想定しているが、そのほかにどのような要件を設けるかについては、引き続き検討する必要があるため、その旨を注記している。具体的には、強圧性排除の観点から、①公開買付届出書に、公開買付けが成立し、総株主の議決権の3分の2以上を有することとなった場合には、株式等売渡請求により速やかにキャッシュ・アウトを行うことが明記されていることや、②公開買付け後にキャッシュ・アウトを行う際に一般株主に交付される金銭の価格が、公開買付価格に比べて不利益なものでなく、その旨が公開買付届出書に明記されていることなどが想定されるが、引き続き検討する。

なお、【A案】については、「マジョリティ・オブ・マイノリティ条件」を具体的にどのように定義するかが問題となるところ、差し当たり、「一般株主（買収者と重要な利害関係を共通にしない株主）が保有する株式の過半数の応募があることを公開買付けの成立条件とするもの」としているが、引き続き検討する必要があると考えられる。

【B案】は、特別支配株主に必要な議決権の保有比率を3分の2に引き下げることは慎重に考えるべきであるとの意見が複数あったことを踏まえ、見直しを行わないものとする案を提示している。

（後注）株式等売渡請求をすることができる「特別支配株主」について、複数の株主の議決権を合算して議決権保有割合を算定できる旨の見直しをすることについては、第4回会議及び第8回会議では、企業にはM&Aをできる限り速やかに完了させたいというニーズがあることを理由として、これを支持する意見があった一方で、複数の株主の議決権を合算する場合には、複数の株主のうちどの株主がどの株式を取得するのかをどのように確定するのかなどを含め、規定の整備が容易ではないことや、特別支配株主の株式等売渡請求は非公開会社にも適用があるところ、その適用範囲を変えないまま必要な議決権保有割合を引き下げ、かつ、複数の株主の議決権の合算を認めると弊害が大きいことなどから、これに慎重な意見が複数あったため、この点については取り上げないこととしている。

第5 株主提案権に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決

権数の要件（300個以上の議決権）に関し、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】議決権数の要件を廃止する。（注1）

【B案】「300個」という議決権数の要件を、一定の個数（注2）まで引き上げる。（注3）

（注1）定款の定めがある場合には議決権数の要件を排除することができるものとする考え方もある。

（注2）具体的な個数については、「500個」とする考え方や、今後の投資単位の引下げ等も考慮して「1000個」や「1500個」とする考え方などがある。

（注3）①定款の定めがある場合には「300個」を一定の個数まで引き上げられるものとする考え方や、②【B案】により「300個」を一定の個数まで引き上げた上で、定款の定めにより更に引き上げることができるものとする考え方がある。

（補足説明）

本文は、部会資料8の第2の1（株主提案権の議決権数の要件の見直し）と基本的に同様であるが、注1から注3までを追加している。

部会資料8の第2の1では、定款の定めを要件として議決権数の要件の排除や引上げをすることができる旨の規律を設けることも考えられる旨を注記していたが、第8回会議では、【A案】と【B案】とで別々に注記し、定款の定めを要件とする案との組合せを分かりやすくするべきとの意見が複数あったことを踏まえ、注1及び注3として別々に注記している。

また、注2は、【B案】の具体的な個数について、当部会におけるこれまでの意見を踏まえ、複数の考え方がある旨を注記したものである。

2 株主提案権の行使期限の見直し

株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、次の【A案】から【C案】までのいずれかによるものとする。

【A案】「8週間」の期間を延長する（9週間又は10週間とすることを想定している。）。

【B案】株式会社が一定の時期（株主総会の日から4か月前とすることを想定している。）までに株主総会の日を株主に対して通知した場合には、株主は、当該株主総会の日から一定の期間（3か月間とすることを想定している。）前までに株主提案権を行使しなければならない旨の規律を設ける。（注）

【C案】現行法の規律の見直しをしない。

(注)【A案】の見直しをした上で【B案】の見直しもする考え方もある。

(補足説明)

5 第8回会議における議論を踏まえて、【A案】から【C案】までを提示している。

【A案】は、「8週間」の期間を延長する案であり、具体的な期間としては、第4回会議及び第8回会議での意見を踏まえ、9週間又は10週間とすることを想定しているが、適切な期間については引き続き検討する必要がある。

10 また、第8回会議では、現行の株主提案権の行使期限を前提とすると、株主は、定時株主総会の8週間前の時点では定時株主総会の開催日を正確に知ることができないことが通常であるため、株主提案権の具体的な行使期限を明確に把握することができない点にも問題があるとの指摘が多数あった。そこで、第8回会議でも複数の指摘があったとおり、株式会社が一定の時期(例
15 えば、株主総会の日から4か月前)までに株主総会の日を株主に対して通知した場合には、株主は、当該株主総会の日から一定の期間(例えば、3か月)前までに株主提案権を行使しなければならないものとする案を【B案】として提示している。【B案】では、①株式会社が株主に対して株主総会の日(予定日)を通知した後に、株主総会の日を変更することができるか、②変更することができるとする場合には、変更の際の株式会社における必要な手続や、株主提案の行使期限はいつになるかについて、株主の不利益にならない建付けにする観点から検討する必要がある。また、【B案】では、株式会社から株主への通知の期限は「株主総会の日から4か月前まで」に、その場合の株主提案の行使期限は「株主総会の日から3か月前まで」としているが、適切な期間
20 については引き続き検討する必要がある。

なお、【B案】は、【A案】と相反するものではないため、【A案】の見直しをした上で【B案】の見直しをする考え方もある旨を注記している。

他方で、第4回会議及び第8回会議では、株主総会の日から8週間前までという期限は適切であるとの意見や、見直しの必要性があるのか必ずしも明らかではないとの意見など、見直しをすることに消極的な意見が複数あったため、株主提案権の行使期限について見直しをしない案を【C案】として提示
30 している。

なお、第8回会議では、定時株主総会における議決権行使の基準日を定めた場合には、当該基準日から一定期間を行使期限とするとの考え方が提案され、これを支持する意見も多数あった。しかしながら、第8回会議では、①
35 このような考え方は、決算期末を基準日とし、かつ、株主総会の開催日を当

該基準日からできるだけ後ろ倒しにするという実務を前提とするものであり、これは、決算期末に基準日を設定せず、かつ、株主総会の開催日と基準日の間隔をできるだけ短くするという本来在るべき方向性と逆行する可能性があること、②株主総会の開催日と基準日の間隔を短くすると、提案株主が委任状勧誘などを行う期間が実質的に短くなるおそれがあることなどを理由として、これに消極的な意見が多数あった。そのため、上記のような考え方については、本文に記載することとはしていない。

(後注) 業務執行事項に係る定款の変更に関する議案の提出を制限することについては、第4回会議及び第8回会議では、業務執行事項が定款に定められると機動的かつ柔軟な経営判断が困難となり、ひいては株主の利益を害することにもなるなどの理由から、これを支持する意見が複数あった一方で、何が業務執行事項に当たるかは必ずしも明確ではなく、業務執行事項に係る定款変更に関する議案の提出を制限する規律を設けても、その実効性を確保することは困難であることや、この点に関する議論はこれまで何度もされてきたが上記の理由から実現しておらず、その状況は現在も変わらないと考えられることなどを理由として、これに反対する意見が多数あったため、この点については取り上げないこととしている。

第6 その他

1 会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し

会社法第316条第2項に規定する調査者（以下「2項調査者」という。）制度の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】会社法第316条第2項の規定を維持することを前提として、次の(1)から(6)までの規律を設ける。

(1) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、2項調査者の選任の決議をすることができる。（注1）

(2) 2項調査者の選任を株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【A案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、2項調査者の選任に関する議案について、次のアからエまでの事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

ウ 候補者に関する事項として法務省令で定める事項（注2）

エ 次の①又は②に掲げる区分に応じ、当該①又は②に定める事項

① 報酬等のうち額が確定しているもの その額

② 報酬等のうち額が確定していないもの その具体的な算定方法

5 (3) (2)の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、(2)の規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない。（注3）

10 (4) 2項調査者は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を株式会社に提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、2項調査者の調査に応ずることにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、当該調査に応ずることを拒むことができる。

15 (5) 株式会社は、(4)の規定による報告を受けた日から一定の期間（注4）内に、株主に対し、(4)の書面の写し又は(4)の電磁的記録に記録された事項を提供して報告をしなければならない。この場合において、株式会社は、(4)の書面の写し又は当該事項の全部又は一部を株主に提供することにより株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、(4)の書面の写し又は当該事項の全部又は一部を株主に提供しないことができる。

20 (6) 会社法第960条第1項の特別背任罪の主体に2項調査者を加える。（注1）2項調査者の選任に関する株主総会決議の定足数に関し、議決権を有する株主の議決権の3分の1未満に引き下げることを禁止することについては、引き続き検討する。

25 （注2）法務省令で定める事項は、以下の内容を想定している。

① 候補者の氏名、生年月日及び略歴

② 候補者と株式会社又は提案株主との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨

30 ④ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

（注3）株式会社が2項調査者の選任に関する議案を株主総会に提出する場合にも、注2と同様の事項を株主に通知しなければならない旨を定めることについては、引き続き検討する。

35 （注4）具体的な期間については、例えば、「2週間以内」とすることが考えられる。

【B案】会社法第316条第2項の規定を削除した上で、次の(1)から(5)までの規律を設ける。

5 (1) 会社法第297条の規定により招集された株主総会においては、裁判所に対して株式会社の業務及び財産の状況を調査する検査役（以下「業務検査役」という。）の選任の申立てをする旨の決議をすることができる（注）。

(2) 取締役会設置会社においては、株主総会の招集の決定において株主総会の目的である事項として定められた場合に限り、業務検査役の選任の申立ての決議をすることができる。

10 (3) 業務検査役の選任の申立てを株主総会の目的である事項として会社法第297条第1項の規定により株主総会の招集を請求する株主（以下【B案】において「提案株主」という。）は、当該請求に際して、業務検査役の選任の申立てに関する議案について、次のア及びイの事項を取締役に通知しなければならない。この場合において、提案株主は、
15 当該事項のほか、株主の議決権の行使について参考となると認める事項を取締役に通知することができる。

ア 提案の理由

イ 調査の目的である事項

20 (4) (3)の場合において、取締役（会社法第297条第4項の規定により提案株主が株主総会を招集する場合にあっては、当該提案株主）は、株主総会の招集に際して、(3)の規定によって通知された事項を株主に通知しなければならない。

25 (5) (1)の規定による決議があった場合には、提案株主は、会社法第358条第1項の規定にかかわらず、株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、業務検査役の選任の申立てをすることができる。

(注) 裁判所に対する業務検査役の選任の申立てに関する株主総会決議の定足数については、【A案】の（注1）と同様に、議決権株主の議決権の3分の1未満に引き下げることが禁止することについては、引き続き検討する。

30 (補足説明)

1 見直しの方向性について

第8回会議及び第9回会議では、2項調査者制度について、【A案】の(1)から(3)まで及び(6)の規律を前提に議論がされたところ、①これらの規律を設けることを支持しつつ、更に株式会社の機密情報の不必要な外部流出
35 や不正利用などの濫用を防止する規律を設けるべきであるとの意見が多数

あった一方で、② 2項調査者制度を廃止するか、会社法第358条に規定する業務検査役制度に統合するべきであるとの意見も多数あり、意見が分かれた。

そこで、本文では、上記①の意見を踏まえた【A案】及び上記②の意見を踏まえた【B案】を並記している。

2 【A案】について

(1) 提案の変更点

第8回会議及び第9回会議では、2項調査者制度の具体的な見直しの内容として、制度の濫用を防止する観点から、株式会社が、裁判所の許可を得て、一部の調査を拒絶することや、調査結果の一部の株主への開示を拒絶することができるようにするべきであるとの意見が複数あった。

そこで、本文では、本文(4)及び(5)の規律を追加している。

(2) 2項調査者の報告義務等に関する規律

本文(4)は、株式会社に、裁判所に対する調査結果の不開示許可の申立てを行う機会を付与するため、株主ではなく、株式会社に報告することを義務付けることとするとともに、2項調査者の調査に応ずることにより株主の共同の利益を著しく害する場合には、裁判所の許可を得て、当該調査に応じることを拒絶することができるとするものである。2項調査者の調査により株主の利益が生ずる場合であっても、同時に当該利益を著しく上回る不利益が会社・株主全体に生ずるのであれば、株式会社が2項調査者の調査を拒絶することができることが適当であるとの考え方を前提として、そのような株主の共同の利益を著しく害する場合は拒絶事由とすることとしている（例えば、2項調査者が調査により会社の機密情報を取得する場合などが考えられる。）。また、単に株主の共同の利益を害する場合は拒絶事由とすることは、株式会社の恣意的な調査への対抗手段として機能し得る2項調査者制度の趣旨を損なうおそれが懸念されるため、利益を害する程度が「著しい」ことを求めることとしている。

本文(5)は、株式会社が、調査結果の報告を受けた日から一定の期間以内に、2項調査者から提供を受けた書面の写し、又は電磁的記録に記録された事項を株主に提供して報告をしなければならないとするものである。調査結果を報告する相手方については、2項調査者が株主総会において選任されるものであることから、提案株主に限定せず、株主に報告することを義務付けることとしている。また、株主への速やかな報告を実現するため、「一定の期間内」という期限を設けるものとした上で、株

式会社に、不開示許可の申立ての要否を判断するための期間を付与する観点から、注4において、「2週間」という期間を例示している。

本文(5)でも、本文(4)と同様に、調査結果の報告により株主の利益が生ずる場合であっても、同時に当該利益を著しく上回る不利益が会社・株主全体に生ずるのであれば、株式会社が株主への調査結果の報告を拒絶することができるのとすることが適当であるとの考え方を前提として、そのような株主の共同の利益を著しく害する場合は拒絶事由としている(例えば、会社の機密情報を株主に報告する場合などが考えられる。)。また、本文(4)と同様に、利益を害する程度が「著しい」ことを求めることとしている。

(3) 2項調査者の選任

第8回会議では、2項調査者の選任に関する株主総会の決議の定足数について、役員を選解任の株主総会決議に関する会社法第341条と同様に、議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1未満まで引き下げることはできないとするべきであるとの意見があったため、注1において、この点を注記している。

また、第8回会議及び第9回会議では、制度の濫用を防止する観点から、2項調査者の選任に当たって株主に通知される調査目的については、具体性を有するものに限定するべきであるとの意見もあった。この点については、2項調査者の選任の段階においては、具体的な事実関係が明らかでない場合も想定されるため、具体性を有する調査目的に限定すると、2項調査者制度を活用する場面が過度に限定されてしまうおそれが懸念されるものの、引き続き検討を要するよう思われる。

3 【B案】について

(1) 提案の趣旨

【B案】は、前記1の②の意見を踏まえ、2項調査者制度を会社法第358条の業務検査役制度に統合する案である。2項調査者制度及び業務検査役制度は、選任の主体や要件の有無という点で異なるものの、⑦2項調査者と業務検査役が、いずれも会社の業務及び財産の状況を調査する権限を有する者であり、会社との間で準委任の関係(民法第656条)に立つものであるという点や、④株主が会社の業務の適正を確保するための手段として機能し得るものである点などにおいて共通するものである。第8回会議でも指摘があったとおり、沿革的にみても、2項調査者制度は、昭和25年の商法改正において、監査役が業務監査権限を有しないものとされたことに伴って導入されたものであり、監査役の業務監査権限を代替することが念頭に置かれていたものと考えられるが、

昭和49年の商法改正において監査役に再び業務監査権限が付与されたため、代替的な制度という趣旨は失われたとも考えられる。

(2) 業務検査役の選任及び調査結果の報告等に関する規律

第8回会議でも指摘があったとおり、2項調査者制度は、不正の疑いがある株式会社が恣意的な調査を行うおそれへの対抗手段として機能し得るものであるため、2項調査者制度を業務検査役制度に統合するに当たっては、制度の濫用を防止しつつ、2項調査者制度の機能を十分に果たすことができるような制度とすることが適当であると考えられる。

そこで、本文(1)では、会社法第297条の規定により招集された株主総会において、裁判所に対して業務検査役の選任の申立てをする旨の決議をすることができることとし、本文(5)では、その決議があった場合には、実質的要件を定める会社法第358条第1項の規定にかかわらず、提案株主が裁判所に対して業務検査役の選任の申立てをすることができることとしている。

また、本文(2)から(4)まででは、【A案】の本文(1)から(3)までと同様に、株主総会決議の公正性を担保するため、①株主総会当日の動議に基づいて業務検査役の選任の申立てを決議することを禁止すること（本文(2)）、及び②業務検査役の選任の申立ての要否を判断する上で重要な事項を事前に株主に提供すること（本文(3)及び(4)）をそれぞれ定めることとしている。

なお、検査役の選任及びその報酬については裁判所が判断することとなるため、事前に株主に提供される事項から、候補者に関する事項（【A案】本文(2)ウ）及び報酬に関する事項（同エ）を除外することとしている。また、株主総会決議の定足数についても、【A案】と同様の検討を要すると考えられるため、その旨を注記している。

2 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直し

株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者に取締役及び執行役並びに監査役を加える。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

(補足説明)

第8回会議及び第9回会議では、株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立権者の見直しについて、余り多くの意見がなく、その具体的な必

要性が明らかでないとの意見があったものの、この見直しの必要性を汲み取ることができると考えられる弁護士会から必要であるとの意見があるのであれば、意見公募手続（パブリック・コメント）で意見を募る必要があるとの意見があった。

- 5 そこで、本文では、この点についての見直しをする【A案】及び見直しをしない【B案】を並記することとしている。

第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

1 指名委員会等の権限の見直し

(1) 指名委員会等設置会社における指名委員会の権限について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】指名委員会等設置会社において、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役である場合には（注1）、取締役の選任及び解任に関する議案の内容についての指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる旨の規律を設ける。（注2）

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（注1）取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることのほかにも要件を設ける必要性については、引き続き検討する。

（注2）指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更した場合には、株式会社はその旨を株主に対して通知しなければならず、また、指名委員会は、株主総会において意見陳述をすることができることを想定している。

(2) 指名委員会等設置会社における報酬委員会の権限について、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】指名委員会について(1)【A案】の規律を設ける場合には、報酬委員会にも同様の規律を設ける。

【B案】現行法の規律の見直しをしない。

（後注）将来的な見直しとして、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方についての全般的な見直しが課題であり、この点については、①指名委員会等設置会社において取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であることを義務付けること、②監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社についても執行役の選任を許容すること、③モニタリング・モデルを指向する会社のための新たな機関形態を創設することなどの考え方がある。

（補足説明）

1 指名委員会の権限の見直しについて（本文(1)）

(1) 【A案】について

第9回会議では、現行法においては、モニタリング・モデルを指向する会社の選択肢として、日本的な監査役制度の影響を受けた監査等委員会設置会社と、委員会が強すぎる権限を持つ指名委員会等設置会社のどちらかしか選ぶことができないが、【A案】のような制度設計は国際的に標準的な機関設計に近いものであるため、そのような選択肢を作るとい

う点に意義があることなどを理由として、このような見直しをすることに肯定的な意見が多数あった。

もつとも、第9回会議では、現時点においてこのような見直しを正当化するに足る具体的な支障や不都合が生じているかについては、これに消極的な意見も多数あった。具体的には、参考人から、現に生じている支障や不都合の具体例として、①指名委員会等設置会社へ移行する上場会社の数が長期にわたり低い水準にとどまっているが、参考人の所属団体が実施したアンケート調査によれば、取締役会においても指名委員会の決定を覆すことができないといった指名委員会の権限の強さなどを理由に、指名委員会等設置会社への移行を断念したという意見があったこと、②少人数の取締役で構成される指名委員会（指名委員である一部の取締役）が自らの権限等を自己の保身のために行使するなどして、経営トップの人事権を掌握し、特定の経営陣を恣意的に排除するといった事例や、指名委員会（特に指名委員会の委員長）が、指名委員会として決定した経営陣の人事が結果的に失敗であったことが明らかになった後、それについて何ら責任をとらないどころか、指名委員会の内規を改正するなどして自らの取締役としての任期を事実上決定してしまっている事例があることなどが示されたが、これに対しては、㊦上記①のアンケート調査の結果だけでは、見直しをするための正当なニーズがどの程度あるのかが必ずしも明らかでない、㊧上記②の各事例のような懸念は、本来は取締役会による指名委員の選定及び解職並びに執行役の選任及び解任の手続によって解決するべきであり、その方法によることなく、指名委員会の決定内容の変更のみをする必要性には疑義があり、このような事例があるからといって【A案】の見直しをする正当なニーズがあるとはいいい難い、㊨上記②の各事例は、実務の運用により解消できる支障や不都合であるにもかかわらず、【A案】の見直しをすることで、指名委員会の権限を縮小したというメッセージを出してしまう懸念があるなどの意見があった。そのため、【A案】については、このような見直しをするための具体的なニーズとその正当性については、引き続き検討する必要があると考えられる。

なお、第9回会議では、【A案】の規律を設けるとしても、適用場面をより限定する必要がないか、すなわち、指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更することができる場合として、取締役会全体で取締役の過半数が社外取締役であれば足りるのか、そのほかにも適用場面を限定する必要がないかについて検討するべきであるとの指摘があったことを踏まえ、注1において、この点については引き続き検討する旨を

注記している。

また、第9回会議でも指摘が複数あったとおり、【A案】の規律を設ける場合には、指名委員会の決定の内容を取締役会の決議により変更したときは、株式会社はその旨を株主に対して通知しなければならない、また、指名委員会は株主総会において意見陳述をすることができるものとする

(2) 【B案】について

前記(1)のとおり、【A案】については、現時点においてこのような見直しを正当化するに足りる具体的な支障や不都合が生じているかについて消極的な意見が多数あったことを踏まえ、見直しをしないものとする【B案】を提示している。

(3) 後注について

前記(1)のとおり、【A案】については、現時点においてこのような見直しを正当化するに足りる具体的な支障や不都合が生じているかについて消極的な意見が多数あったものの、指名委員会等設置会社制度は、その前身である委員会等設置会社制度が導入された平成14年当時は社外取締役の適任者が少ないとの指摘がされており、取締役の過半数が社外取締役でなければならないこととすると、この要件を満たすことができる株式会社が非常に少なくなってしまうとの懸念があったことを踏まえて設計されたものであるが、現時点においては、平成14年当時と比較して、上場会社における社外取締役の選任状況が大きく変化しているため、指名委員会等設置会社制度の見直しを検討すべき時期にあるという点は、当部会においても幅広い共通認識があったように思われる。そこで、本来であれば、【A案】の見直しにとどまらず、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方について、監査等委員会設置会社制度も含めて全体的な見直しを検討することが望ましいとも考えられるが、機関設計の全体的な見直しは実務に大きな影響を及ぼすことも踏まえると、迅速な検討が求められる中で成案を得ることは容易ではないため、第9回会議では、大きな観点からの見直しは中長期的な課題と整理し、現時点で具体的な支障や不都合が生じている点に限定してその見直しを検討するものとすることを提案した。第9回会議では、この方向性を支持する意見が多数あった一方で、中長期的な対応で足りるというよりは、相応に差し迫った課題であり、できる限り速やかに議論を重ね、継続的に検討していくべきであるとの意見もあったところである。

そこで、後注では、モニタリング・モデルを指向する会社のための機関形態の在り方についての全般的な見直しが課題であり、この点につい

て、これまで当部会で指摘された、①指名委員会等設置会社において取締役会全体で過半数が社外取締役であることを義務付けること、②監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社についても執行役の選任を許容すること、③モニタリング・モデルを指向する会社のための新たな機関形態を創設することなどの考え方を注記している。

2 報酬委員会の権限の見直しについて（本文(2)）

本文では、指名委員会の権限について本文(1)【A案】の見直しを行う場合には、報酬委員会の権限についてもこれと同様の見直しをする【A案】と、指名委員会の権限の見直しを行う場合であっても報酬委員会の権限については見直しをしない【B案】を並記している。

第9回会議では、指名委員会の権限について本文(1)【A案】の見直しをする場合には、報酬委員会の権限についても同様の見直しをすることが必然であるとの意見が複数あった一方で、⑦報酬委員会については、指名委員会よりも見直しをするニーズが大きくないと考えられること、⑧報酬は、会社法第361条のような株主総会による監視という側面も重要であり、株主総会と報酬委員会の権限分配という指名委員会とは異なる観点からの検討も必要であるため、指名委員会の権限との整合性だけで結論を出すべきではないことなどを理由として、前記1の指名委員会の権限の見直しをする場合であっても、報酬委員会の権限の見直しはしないとの選択肢もあり得るとの意見が複数あったところである。

2 監査委員会の権限等の見直し

監査委員会の権限等について、次の(1)及び(2)の規律を設けるものとする。

(1) 指名委員会等設置会社の取締役のうち、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役（注）は、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写をすることができない。

（注）監査委員会の議事録の閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲については、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役に限らず、①監査委員でない全ての取締役とするの考え方や、②監査委員でない取締役のうち、社外取締役以外の取締役とする考え方もある。

(2) 株式会社は、株主総会の決議によって取締役を選任するに際して、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「各委員会」という。）の委員に選定されることが予定されている取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないが、かつ、各委員会の委員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者が予定さ

れた委員に選定されなかった場合又は当該委員を解職され若しくは辞任した場合及び株主総会参考書類に記載されていなかった者が各委員会の委員となった場合には、その旨及びその理由を事業報告に記載しなければならない。

5 (注) 監査委員を解職された者又は辞任した者は、その後最初に招集される株主総会に出席して意見を述べるができるとする考え方もある。

(後注) 常勤の監査委員を選定していない指名委員会等設置会社においては、①監査委員会の職務を補助すべき常勤の取締役又は使用人（以下「常勤補助者」という。）を設置しなければならない旨又は②監査委員会が常勤補助者の設置の
10 要否を決定することができる旨の規律を設ける考え方もある。

(補足説明)

1 監査委員会の議事録の閲覧又は謄写（本文(1)）

部会資料9の第1の3（監査委員会の権限等の見直し）(1)と基本的に同
15 様であるが、注を追加している。

第9回会議では、監査委員でない一定の取締役に監査委員会の議事録の
閲覧又は謄写を認めないものとすることを支持する意見が多数あった一方
で、監査委員会の議事録の閲覧又は謄写を認めない取締役の範囲について
は様々な意見があった。具体的には、執行役を兼ねている取締役及び業務
20 執行取締役に限らず、①監査委員でない全ての取締役とするべきとの意見
や、②監査委員でない取締役のうち社外取締役以外の取締役とするべきと
の意見もあったところであり、これらの考え方を注記している。

2 監査委員の選定及び解職手続（本文(2)）

部会資料9の第1の3(2)と基本的に同様であるが、第9回会議では、取
25 締役の選任時の株主総会参考書類への記載（事前の開示）のみならず、事
後の開示が重要であるとの指摘があり、これを支持する意見が多数あった
ことを踏まえ、この点について本文(2)に記載している。なお、第9回会議
では、事後的に事業報告に記載することが必要になるのは、各委員会の委
員に選定予定の取締役として株主総会参考書類に記載された者が予定され
30 た委員に選定されなかった場合だけでなく、任期中に委員が交代させられ
た場合（例えば、監査委員に選定予定であった者が、一旦監査委員に選定
された後に解職されたような場合）なども含むべきであり、株主総会参考
書類に記載された予定と異なる取扱いが生じた場合とするべきであるとの
意見があったため、その旨が明らかになるように記載を調整している。

3 常勤の補助者の設置（後注）

第9回会議では、常勤の監査委員を選定していない指名委員会等設置会

社においては、①常勤補助者の設置を義務付けること又は②監査委員会が常勤補助者の設置の要否を決定することができるものとするについて、これらの案を支持する意見が多数あった。

そこで、後注において、このような考え方を注記している。

5

第2 役員等の責任に関する規律の見直し

責任限定契約制度の見直しとして、次の1及び2の規律を設けるものとする。

10 1 株式会社が責任限定契約を締結することができる相手方に業務執行取締役等（会社法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。以下同じ。）である取締役及び執行役を加える。

15 2 株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役との利益が相反する状況にあるときに行われた行為に基づく当該取締役又は執行役の会社法第423条第1項の責任（注1）については、責任限定契約による責任の限定の対象外とする（注2）。

（注1）規定の具体的な文言については、法制的な観点を含めて引き続き検討する。

（注2）会社法第425条又は第426条の株主総会の決議又は定款の定めに基づく取締役等による責任の一部免除制度については、同趣旨の規律を設けないことを想定している。

20 （注3）潜脱防止のための追加的な手当ての要否については、引き続き検討する。

（補足説明）

1 本文1及び注3について

25 本文1は、部会資料9の第2の1（責任限定契約制度の見直し）(1)と同様である。

なお、第9回会議では、報酬以外の方法によって職務執行の対価を得ることによって最低責任限度額（会社法第425条第1項）を低額に抑えるという潜脱的な利用が懸念されることなどを理由として、本文1の提案に反対する意見があった。

30 もっとも、第9回会議でも指摘があったとおり、潜脱のおそれがあるのであれば、その手当てを検討することが適切であると考えられる。

この点について、上記の潜脱のおそれは会社法第425条又は第426条の責任の一部免除制度でも問題になり得るところ、現行法上の手当てとして、最低責任限度額の算出の基礎となる「職務執行の対価」としての「財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額」（会社法第425条第1項第1号）には、株式報酬等の金銭報酬以外の財産上の利益や使用人を兼務し

ている場合の使用人としての職務執行の対価が含まれている（会社法施行規則第113条）。また、親会社や関連会社から派遣された取締役が、派遣先では経済的利益を受け取っておらず、派遣元が経済的利益を支出している場合において、派遣先が実質的にはその費用を負担しているときは、当該取締役の派遣先に対する責任が問題となる場面における最低責任限度額の算定において、派遣先が実質的に負担している額を算定の基礎にするべきとの見解も存在する。さらに、㉗最低責任限度額と㉘定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額とのいずれか高い額が責任限度額となるところ、今般の見直し後に業務執行取締役等である取締役又は執行役員との責任限定契約を締結しようとする場合には、その旨の定款の定めを設ける定款変更をする必要があるため、その際に各社の事情を踏まえて、潜脱防止のために適切な㉘における定款で定める額を改めて検討することも考えられる。

このような点を踏まえつつ、責任の一部免除又は限定に関する制度全体として、潜脱のおそれに対する追加的な手当の要否を引き続き検討する必要があると思われるため、注3において、その旨を注記している。

2 利益相反関係がある場合における責任の適用除外（本文2）

第9回会議では、株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役員との間に構造的な利益相反関係がある場合における責任を責任限定の対象外とすることに反対する意見もあったものの、これを支持する意見が多数あった。

また、責任限定の対象外とする責任の範囲については、㉙会社法第356条第1項各号の取引には含まれない支配株主に関する行為や経営者による企業買収（MBO）に関する責任も責任限定の対象外にするべきであるとの意見、㉚同項各号はグループ会社間取引などの取締役が第三者の利益を図る取引も規制対象とするところ、責任限定の対象外とする責任に、このような取引を広範に含める必要はないとの意見、㉛取引に関する責任に限定するべきではないとの意見など、同項各号の競業取引及び利益相反取引に関する責任の範囲とは必ずしも一致しないという趣旨の意見が多数あった。

他方で、具体的にどのような規律を設けるべきかについては、㉜明確性の観点から、会社法第356条第1項各号の取引に基づく責任のみを責任限定の対象外にするべきであるとの意見、㉝端的に株式会社と取締役との間の利益が相反する取引による責任とし、その内容は解釈に委ねるべきであるとの意見、㉞会社法第348条の2第1項の「株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき」という文言を基本に考えるべきであると

の意見、㊦「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない」という現行法上の要件への該当性の判断に当たって、実質的な利益相反の有無や程度等をも考慮することとし、新たな要件は設けるべきでないとの意見など、意見が多岐に分かれた。

5 このような議論の状況を踏まえて、本文2では、責任限定の対象外とするべき責任の範囲を会社法第356条第1項各号の取引に関する責任の範囲とは異なるものとする趣旨で、「利益が相反する状況にあるときに行われた行為に基づく」責任という同項各号とは異なる文言としている。

10 (後注) 株主代表訴訟制度の見直しについては、第5回会議及び第9回会議では、株主代表訴訟が提起されると、役員に責任がなかったとしても、株式会社や役員に多大な負担が生じることから、一定割合の株式保有を提訴要件にするなどの要件の厳格化を検討すべきという意見が複数あったものの、濫用的な訴えが蔓延しているといった立法事実はないなどとして制度の見直しは不要とする意見が多数あったこと
15 から、この点については取り上げないこととしている。

第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化に関し、次の1及び2の規律を設けるものとする。

20 1 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。

25 2 会計監査人が1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をすることを要しない。

(注) 本文1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定（本文2の規定を除く。）を適用することを想定している。

30 (補足説明)

1 本文及び注について

部会資料9の第3の2（事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化）と基本的に同様であるが、第10回会議では、会計監査人が金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしなくともよいものとすることを支持する意見が多数あり、これに反対する意見は特段
35 みられなかった。そこで、本文2として、この点を記載している。

5 なお、部会資料9の第3の1（株主総会の開催時期に関連する規律の見直し）では、有価証券報告書の総会前開示を実現するための株主総会の開催時期に関連する規律の見直しに関して、基準日の変更による株主総会の開催時期の後倒しに関する実務上の課題を克服し得る見直しの例として、
10 バーチャルオンリー株主総会の実施要件としての定款の定めについて、定款の定めが必要になった場合であっても、有価証券報告書の総会前開示がされたときには、例外的に定款の定めを不要とすることなどを問題提起していた。しかしながら、第10回会議では、これらの見直しはいずれも許容性に関する合理的な説明が難しい上、株式会社に対するインセンティブ付与という面でも効果は限定的であることから、このような見直しをするべきでないとの意見が多数であった。そこで、本文では、この点については記載をしていない。

2 会社法の開示事項と金商法の開示事項の調整について

15 第10回会議では、会社法及び金商法の開示に係る会社の作業負担軽減のためには、有価証券報告書と事業報告等を一本化するだけでなく、有価証券報告書と事業報告等の開示事項の共通化を徹底することが重要であり、事業報告等固有の部分が開示事項として必要であるか精査し、必要であれば有価証券報告書の開示事項に追加すべきであるとの意見が複数あった。

20 そこで、事業報告等の開示事項の見直しについては、本文の検討も踏まえつつ、引き続き検討していくことが考えられる。

(別紙)

セーフハーバールールに関する解釈の検討・整理

特に記載がある場合を除き、いずれの事例も、通信障害は株式会社の故意又は重大な過失によって生じたものではないものとする。

	事例	解釈の検討・整理
(1)	<p>通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。 その結果、<u>定足数を満たさなかった。</u></p>	<p>通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかったことについては、「通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したとき」に当たり、セーフハーバールールの適用により、会社法第831条第1項第1号の「決議の方法が法令若しくは定款に違反し[たとき]」(以下「法令・定款違反」という。)には該当しない。</p> <p>しかし、定足数を満たさなかったことについては、定足数を満たしていないにもかかわらず議長が可決を宣言したという別個の法令・定款違反(会社法第309条違反)であり、通信障害により生じた違反ではないため、セーフハーバールールの適用対象外である。なお、裁量棄却(会社法第831条第2項)が認められる余地はあるが、定足数を満たさなかったことは、基本的には「違反する事実が重大」であり、裁量棄却は認められないものと考えられる。</p>
(2)	<p>通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。 その結果、<u>定足数を満たしたものの、決議に影響を及ぼした。</u></p> <p>※<u>下線部</u>は、例えば、全10名(各人が1株保有)の株主中、4名が通信障害により議決権を行使することができなかったが、残りの6名の議決権行使(5名賛成、1名反対)により可決されたような場合を想定しているが、どのような場合に「決議に影響を及ぼした」といえるかは、引き続き検討を要する。</p>	<p>違反の事実が決議に影響を及ぼすものであるため、セーフハーバールールは適用されず、法令・定款違反に該当する。</p> <p>なお、決議に影響を及ぼしているため、裁量棄却も認められない。</p>

<p>(3)</p>	<p>通信障害により一部の株主が議決権を行使することができなかった。 その結果、<u>定足数を満たし、かつ、決議に影響を及ぼさなかった。</u> ※<u>下線部</u>は、例えば、全10名（各人が1株保有）の株主中、3名が通信障害により議決権を行使することができなかったが、残りの7名の議決権行使（全員賛成）により可決されたような場合を想定しているが、どのような場合に「決議に影響を及ぼした」といえるかは、引き続き検討を要する。</p>	<p>違反の事実が決議に影響を及ぼさないものであるため、セーフハーバールールが適用され、法令・定款違反に該当しない。</p>
<p>(4)</p>	<p>全ての株主が議決権を行使することができたが、通信障害により<u>一部の株主が動議又は質問を提出することができなかった。</u></p>	<p>基本的にはセーフハーバールールが適用され、法令・定款違反に該当しないものと考えられるが、一部の株主が動議又は質問を提出することができなかったことにより決議に影響を及ぼしたと認められるような場合には、セーフハーバールールが適用されず、法令・定款違反に該当する。 なお、決議に影響を及ぼしたと認められる場合には、裁量棄却も認められない。</p>
<p>(5)</p>	<p>全ての株主が議決権を行使することができ、動議又は質問の機会も確保されたが、議事進行の一部で通信障害が生じたことにより<u>株主の視聴に支障が生じた。</u></p>	<p>基本的にはセーフハーバールールが適用され、法令・定款違反に該当しない。</p>
<p>(6)</p>	<p>通信障害により、株主総会当日において<u>株式会社と株主との間で情報の送受信をすることが一切できなかったが、議長は株主総会の議事進行を全て行った。</u>株主は、動議及び質問の提出、議決権の行使等を行うことができなかったが、事前の議決権の行使により定足数及び可決要件を満たしていた。</p>	<p>事前の議決権の行使により定足数及び可決要件を満たしており、基本的には決議に影響を及ぼさないものといえるため、セーフハーバールールが適用され、法令・定款違反に該当しない。 もともと、⑦株主総会当日において株式会社と株主との間で情報の送受信をすることが一切できなかった以上、株主総会が開催されたとはいえず、決議不存在に該当するとの考え方や、⑧株式会社と株主との間で情報の送受信をすることが一切できなかったにもかかわらず、議長が株主総会の議事進行を行ったことは別個の法令・定款違反（議長の議事整理権の裁量逸脱）</p>

		であるため、セーフハーバー規則の適用対象外であるとの考え方などもあり得る。
(7)	<p>株式会社が、通信障害を認識したにもかかわらず、そのまま議事を進行した。その結果、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかった。</p>	<p>上記(1)から(5)までの一場面として捉えるべきと考えられる。</p> <p>もっとも、例えば、通信障害が生じた後、すぐに障害から復旧することを認識しておきながら、一部の株主の質問・動議の提出や議決権行使を妨げることを目的として、そのまま議事を進行したような場合には、決議に影響を及ぼさないものであり、セーフハーバー規則が適用され、法令・定款違反には該当しないとしても、⑦別個の法令・定款違反（議長の議事整理権の裁量逸脱）となる可能性や、④会社法第831条第1項第1号の「決議の方法が〔中略〕著しく不公正なとき」に該当する可能性がある。</p>
(8)	<p>株主総会に出席することが想定される株主数を踏まえ、当該株主が同時に接続しても十分な通信速度を維持することができるよう余裕を持った同時接続回線数を確保することをしなかったために、通信障害が発生した。</p> <p>その結果、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対策措置をとった」といえない場合には、セーフハーバー規則が適用されず、法令・定款違反に該当する。 なお、どの程度の通信障害対策措置を講ずれば、「合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対策措置をとった」といえるかについては、引き続き検討を要する。 ・ 「株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた」場合に該当する可能性もある。
(9)	<p>通信障害が生じた場合に代替する通信の方法（複数の回線やWi-Fi、電話回線等）を用意していたが、通信障害が発生した際に、当該代替する通信の方法への切り替えを行わなかった。</p> <p>その結果、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対策措置をとった」といえない場合には、セーフハーバー規則が適用されず、法令・定款違反に該当する。 なお、通信障害対策措置としてどのような運用をすれば、「合理的に必要と認められる範囲内において、通信障害対策措置をとった」といえるかについては、引き続き検討を要する。 ・ 「決議の方法が〔中略〕著しく不公正なとき」に該当するとの考え方もあり得る。

(10)	<p>株式会社の役職員が、使用している通信の方法を意図的に切断したことにより、一部の株主が議決権を行使することができず、又は、動議若しくは質問を提出することができなかった。</p>	<p>「株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた」場合に該当する場合には、セーフハーバールールが適用されず、法令・定款違反に該当する。なお、どのような場合に「株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた」といえるかについては、引き続き検討を要する。</p>
(11)	<p>通信障害により一部の株主の視聴や議決権の行使に支障が生じたところ、株式会社が<u>実施要件を満たしていなかった</u>（例えば、1イのデジタルデバイドの株主の利益を確保するための措置をとらなかった場合）。</p>	<p>実施要件を満たしていなかったという法令違反は、「通信障害により」株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した場合ではないから、セーフハーバールールの適用対象にはならない。</p>